

資料編

1. 調査対象国における主要な銃砲行政
関連法規翻訳資料
2. 現地で入手した資料

1. 調査対象国における主要な銃砲行政 関連法規翻訳資料

- (1) カナダ
- (2) フランス
- (3) ドイツ
- (4) アメリカ
- (5) イギリス
- (6) スイス

(1) カ ナ ダ

銃器法
許可された所持
免許を保持する資格
一般的規則

公共の安全

5.(1) その個人又は別の個人の安全性の利益にとって、その個人が銃器、クロスボウ、禁止された武器、制限された武器、禁止された装備、実包又は禁止された実包を所持しないことが望ましい場合は、個人は免許を保持する資格を持たない。

基準

(2) 個人がサブセクション(1)に基づいて免許を保持する資格を持つかどうかを決定するときには、銃器免許最高責任者(chief firearms officer)、又は第 74 条に基づく付託によって州裁判所判事が、それまでの 5 年間の間にその個人が以下に該当していたかどうかを考慮するものとする：

(a) 以下の罪で刑法第 730 条に基づいて有罪判決を受けたか又は無罪判決を受けた：

- (i) 別の個人に対する暴力の使用、脅威又は企てを犯したことによる罪、
- (ii) 本法に基づくか、刑法のパート III に基づく罪、
- (iii) 刑法第 264 条(犯罪的ハラスメント)に基づく罪、又は
- (iv) 規制薬物法のサブセクション 5(1)又は(2)、6(1)又は(2)又は 7(1)の違反に関連する罪；

(b) 病院、精神病院、精神科クリニックその他で精神疾患の治療を受けていた、ただし、その個人の側の任意の人に対する暴力又は暴力の脅威あるいは企てに関連してその個人が上記の病院、精神病院又はクリニックに収容されたかどうかは問わない；又は

(c) その個人の側の任意の人に対する暴力又は暴力の脅威あるいは企てを含む行動履歴を有する。

例外

(3) サブセクション(2)にもかかわらず、18 歳以上の非居住者が、禁止された銃器でもなく制限された銃器でもない銃器を所持することを許可する 60 日間の免許の申請が、本人又は本人の代理によってなされたときに、その非居住者がサブセクション(1)に基づいて免許を保有する資格を持つかどうかを決定するときには、銃器免許最高責任者又は、第 74 条に基づく付託によって州裁判所判事はサブセクション(2)で記述された基準を考慮してもよいが、考慮しなければならないわけではない。

1995, c.39,ss.5.137; 1996, c.19,s.76.1; 2003, c.8,s.10

裁判所の命令

6.(1) 個人が免許を保有する資格があるのは、その個人が任意の銃器、クロスボウ、禁止された武器、制限された武器、禁止された装備又は禁止された実包の所持を禁止命令によって禁止されていない場合に限られる。

例外

(2) サブセクション(1)は、刑法第 113 条(生計手段又は雇用を理由とする禁止命令の解除)に基づいてなされた命令に従うことを条件とする。

安全コースの履修完了

7.(1) 個人が免許を保有する資格があるのは、個人が以下に該当する場合に限られる：

(a) 銃器免許最高責任者から指定される教官から提供されるカナダ銃器安全コースの履修を完了し、銃器免許最高責任者から指定される教官によって行われる、そのコースの一部を形成する試験に合格する；

(b) 18 歳未満の個人の場合を除き、銃器免許最高責任者から指定された教官によって行われる、そのコースの一部を形成する試験に合格する。

(c) そのコースが提供された州の司法長官が、1993 年 1 月 1 日に始まり 1994 年 12 月 31 日に終了する期間中に、旧法の第 106 条の目的のために承認したコースの履修を 1995 年 1 月 1 日の前に完了した；又は

(d) その試験が行われた州の司法長官が、1993 年 1 月 1 日に始まり 1994 年 12 月 31 日に終了する期間中に、旧法の第 106 条の目的のために承認した試験に 1995 年 1 月 1 日の前に合格した。

特別なケース—個人

未成年

8. (1) 18 歳未満の個人でそれ以外は免許保有の資格を持つ者は、本条に定められたものを除き、免許を保有する資格を持たない。

生活様式として狩猟をする未成年

(2) その個人が自分自身又は自分の家族を養うために狩猟又は罟猟をする必要がある場合は、18歳未満で生活様式として狩猟又は罟猟をする個人は免許を保有する資格がある。

狩猟その他

(3) 12歳以上18歳未満の個人は、その免許に付加された条件に従って、標的射撃訓練、狩猟又は銃器使用の指導の目的のため、又は組織された競技に参加する目的のために、その個人の銃器所持を許可する免許を保有する資格がある。

禁止又は制限されない銃器

(4) 18歳未満の個人は、禁止された銃器又は制限された銃器の所持、又は銃器若しくはクロスボウの取得を許可する免許を保有する資格はない。

親又は保護者の同意

(5) 18歳未満の個人は、親又はその個人の養育権を持つ者が、書面によって、又は銃器免許最高責任者が免許の発行に十分と認めるその他の方法によって同意した場合にのみ免許を保有する資格がある。

登録証明書

登録証明書

13. 個人は、その種類の銃器をその個人が所持することを許可する免許を保有しない限り、銃器の登録証明書を保有する資格はない。

シリアルナンバー

14. 登録証明書は、以下の銃器にのみ発行される：

- (a) 他の銃器と十分に識別できるシリアルナンバーがついている銃器、又は
- (b) 所定の方法で記述されている銃器。

適用除外される銃器

15. カナダ又は州の権利の下で政府又は警察によって所有される銃器については、登録証明書は発行されない。

登録証明書は1人だけに限定

16. (1) 1丁の銃器の登録証明書は、1人の個人だけに発行される。

例外

(2) サブセクション(1)は、1丁の銃器について、第127条で言及される登録証明書が複数の個人に発行された場合には適用されない。

許可された譲渡と貸与

一般規定

「譲渡」の定義

21. 第22条から第32条までの目的上、「譲渡」とは、販売、交換又は贈与を意味する。

精神異常その他

22. ある者が銃器を個人に譲渡又は貸与できるのは、その個人が以下に該当することをその者が確信する理由を持たない場合に限られる：

(a) その個人又は別の個人の安全の利益上、その個人が銃器を所持しないことが望ましいような精神疾患にかかっている；又は

(b) アルコール又は薬物に侵されている。

許可された譲渡

銃器譲渡の許可

23.(1) 個人が銃器を譲渡できるのは、譲渡の時点で以下に該当する場合である：

- (a) 譲受人がその種類の銃器を取得して所持することを許可する免許を譲受人が保有する場合；
- (b) その個人が、譲受人がその種類の銃器を取得して所持することが許可されないと信じる理由を持たない場合；
- (c) その個人が譲渡を登録官に通告する場合；
- (d) その者が個人であって、その銃器が禁止された銃器又は制限された銃器であるときは、その個人が譲渡を銃器免許最高責任者に通告して、銃器免許最高責任者から譲渡の許可を取得した場合；
- (e) 本法に従って、その銃器についての新しい登録証明書が発行された場合；及び
- (f) 所定の条件が遵守されている場合。

通知

(2) 銃器の提案されている譲渡を通告された後で、登録官がその銃器についての登録証明書の発行を拒絶することを決定する場合は、登録官はその決定を銃器免許最高責任者に通報するものとする。

1995, c.39,s.23, 2003, c.8,s.17.

禁止された武器、装備及び実包を譲渡するための許可

25. ある者は、その個人が以下に該当する場合にのみ禁止されたではない実包を個人に譲渡することができる：

- (a) 2001年1月1日までは、当人の銃器の所持を許可する免許又は所定の書類を保有する場合；又は
- (b) 2001年1月1日の後は、当人の銃器の所持を許可する免許を保有する場合

政府などへの銃器の譲渡の許可

32. 個人は、以下の場合にのみ郵便によって銃器を譲渡することができる：

(a) 所定の方法でその譲渡の前の合理的な期間内に、第 21 条から第 28 条まで、第 30 条、第 31 条、第 40 条から第 43 条まで、及び第 46 条から第 52 条までの中で言及される検証、通知、発行、及び許可が行われる場合：及び

(b) [廃止、2003, c.8,s.24]

(c) 所定の条件が遵守される場合。

1995, c.39,s.32; 2003.c.5,s.24.

許可された貸与

貸与の許可

33. 第 34 条に従うことを条件として、個人は、以下の場合にのみ銃器を貸与できる：

(a) その個人が

(i) 借手はその種類の銃器を所持することを許可する免許を借手が保有することを信じる合理的な根拠を有する、及び

(ii) 借手が自分自身又は自分の家族を養うために狩猟又は罟猟をするために銃器を使用する場合を除き、その銃器の登録証明書を借手に貸す；又は

(b) 借手が、その個人がそれを合法的に使用できるのと同じ方法で、その個人の直接的な直近での監督の下でその銃器を使用する場合。

政府などに銃器等を貸与する許可

免許、登録証明書及び許可

申請書

申請書

54.(1) 免許、登録証明書又は許可は、書面又は電子的形式のいずれかになる所定の書式によって作成されるか、又は所定の方法で作成される申請書によってのみ発行される。申請書には、所定の情報を記載しなければならない、所定の手数料の支払を伴う必要がある。

申請先

(2) 免許、登録証明書又は許可の申請は、以下宛てに行われなければならない：

(a) 免許、携行許可又は輸送許可の場合は銃器免許最高責任者；又は

(b) 登録証明書、輸出許可又は輸入許可の場合は登録官。

55. (1) 銃器免許最高責任者又は登録官は、免許又は許可の申請者に対して、申請に含まれる情報に加えて、申請者が免許又は許可を保有する資格があるかどうかを決定する目的のために関連性があると合理的に見なされる情報を提出するように要求することができる。

調査

(2) 免許の申請に関して行われる質問の範囲を制限することなく、銃器免許最高責任者は、申請者の調査を実施することができ、その調査は、隣人、コミュニティーワーカー、ソーシャルワーカー、申請者と仕事又は生活を共にする個人、配偶者若しくはコモンロー・パートナー、元配偶者又は元コモンロー・パートナー、被扶養者又は誰であっても銃器免許最高責任者の意見で、その申請者が第 5 条に基づいて免許を保有する資格があるかどうかに関連する情報を提供する者への面談から構成される。

1995, c.39, s.55; 2000, c.12, s.118

免許

56. (1) 銃器免許最高責任者は、免許の発行に対して責任を負う。

個人 1 名につき 1 つだけの免許

(2) 個人1名に対しては、1つしか免許は発行されない。

各場所ごとに別々の免許

(3) 運送業者以外の企業は、その企業が運営されるそれぞれの場所ごとに別々の免許を必要とする。

携行又は輸送の許可

58. (1) 免許、携行許可又は輸送許可を発行する銃器免許最高責任者は、特定の事情の下で、保有者又はその他の者の安全の利益上、銃器免許最高責任者が望ましいと考える合理的な条件を付加することができる。

未成年

(2) 18歳未満でサブセクション 8(2)(生活様式として狩猟をする未成年)に基づいて、免許を保有する資格を持たない個人に対して発行される免許に条件を付加する前に、銃器免許最高責任者は、親又はその個人の養育権を有する者に諮問しなければならない。

未成年

(3) 18歳未満でサブセクション 8(2)(生活様式として狩猟をする未成年)に基づいて、免許を保有する資格を持たない個人に対して免許を発行する前に、銃器免許最高責任者は、親又はその個人の養育権を有する者に、それに付加される条件を含む免許に署名させるものとする。

異なる登録所有者

60. 登録官は、銃器についての登録証明書を発行し、それに銃器識別番号を割り当てることと、輸出許可及び輸入許可を発行する責任を負う。

63.(1) 免許、登録証明書、輸送許可、輸出許可及び輸入許可は、カナダ全土で有効である。

(2) [廃止、2003, c.8, s.39]

携行許可

(3) 携行許可は、それが発行される州の外では無効である。

有効期間

免許の有効期間

64.(1) 18歳以上の個人に発行される免許は、以下のいずれか早い時期に満了失効する：

- (a) それが発行された日以降の保有者の誕生日から5年後、及び
- (b) それが発行されるために明示される期間の満了。

発行の拒絶と取り消し

免許と許可

68. 銃器免許最高責任者は、申請者が免許を保有する資格を持たない場合には、免許の発行を拒絶するものとし、妥当かつ十分な理由によって携行許可又は輸送許可の発行を拒絶することができる。

(2) フ ラ ン ス

環境法典 (Partie legislative)

第 III 章：狩猟免許

第 L423-1 条

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 165 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

何人も、有効な狩猟免許を所持し及び携帯している場合でなければ狩猟をしてはならない。

狩猟免許の有効性は、第 L. 423-12 条に定める狩猟納付金と印紙税を納付し、かつ、大型獣の狩猟に係る場合においては第 L. 423-13 に定める会費、第 L. 426-5 条に定める参加金及び第 L. 421-14 条に定める分担金を支払うことから生ずる。

第 L423-2 条

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 165 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 165 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

前条の規定にもかかわらず、狩猟許可を所持し及び携帯している者は、5 年以上前から狩猟免許を所持している者であって、かつて一度も狩猟免許の取得又は所持の権利を裁判所の決定により奪われたことのない者の同行のもと及びその者の民事責任のもとで、狩猟することを許可する。猟銃狩猟においては、前記許可を受けた者とその同行人は、狩猟場で、2 人で 1 個の銃しか使用することができない。

第 L. 423-25 条に定める者を除き、狩猟許可は行政機関が、県狩猟者連盟又は各県間狩猟者連盟が国立狩猟・野生動物相局の協力のもとで開催する基本講習を受けた 15 歳以上の未成年者及び成年者に対し、無償で、1 年の期間について、1 人につき 1 回交付する。

第 L. 424-4 条及び第 L. 424-5 条の規定を狩猟許可の所持者に対し適用する。

コンセイユ・デタの議を経るデクレは、狩猟許可の交付の要件を明確にする。

注記：

法律第 2005-157 号第 166 条の VIII によりもたらされた改正は、第 165 条の II によるそれと相入れないことから、この改正は実行されなかった。

第 L423-4 条

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 166 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

I. – 交付された免許、認証及び狩猟許可について、全国的性格を有する資料課を設けるものとし、その管理を国立狩猟・野生動物相局の監督下に置く全国狩猟者連盟に委ねる。

各県狩猟者連盟及び各県間狩猟者連盟は、毎年、狩猟免許、認証及び狩猟許可の所持者である各々の会員の名簿を資料課管理者に提出する。

司法当局は、本法典第 L. 428-14 条及び第 L. 428-15 条の規定に基づいて宣告された刑、並びに刑法第 131-14 条及び第 131-16 条の規定により宣告された狩猟免許の取消に関する情報を国立狩猟・野生動物相局及び第 1 段に定める中央資料課に与える。行政当局は、国防法典第 L. 2336-6 条の規定で定める銃の取得及び所持を禁じられた者の自動化全国ファイル登録に関する情報を国立狩猟・野生動物相局及び中央資料課に与える。

II. – 情報処理・自由国家委員会の意見を徴した後に定めるコンセイユ・データの議を経るデクレは、本条の適用の態様を明確にする。

第 1 節： 狩猟免許交付のための試験

第 L423-5 条 この条に関する詳細...

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 166 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

狩猟免許の交付は試験に合格することを条件とする。この試験は、特に野生動物相についての知識、狩猟規制、及び技能試験の際にその熟達度の評価を行う猟銃操作の際に守るべき安全規則について行われる。狩猟免許試験は、予備選考手続きを含み、国立狩猟・野生動物相局が国に代わって県及び各県間狩猟者連盟の協力のもとで、規制に定める条件で開催する。

狩猟免許の交付について不服申立てを受けた行政当局は、当該の不服申立てについて決定を行う前に、半数を国の代表、残り半数を県狩猟者連盟の代表で構成する審査員団員に諮問する。

前段の規定にもかかわらず、1976 年 7 月 1 日以前に海上問題当局の交付する狩猟免許又は許可を取得した者に対しては、試験を免除する。

第 L423-6 条 この条に関する詳細...

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 166 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

受験者は、狩猟免許試験登録をするにあたり、本人の身体的・精神的状態が銃の所持に適合しうることを証する健康診断証明書を、国立狩猟・野生動物相局に提出しなければならない。

また、狩猟担当大臣と予算担当大臣のアレテで 16 ユーロを上限とする額を定める試験料を徴収する。

この試験料の収益は、試験業務の物質的準備に充てるため、国立狩猟・野生動物相局に割り当てる。

第 L423-7 条 この条に関する詳細...

次に掲げる者は、新たに狩猟免許の交付を受けるに先立って、第 L. 423-5 条に定める試験を受けなければならない。

1° 裁判所の決定により狩猟免許を取得し又は所持する権利を一時的に奪われた者

2° 第 L. 423-11 条の規定に基づきその免許が法律上当然に無効となる者

第 L423-8 条 この条に関する詳細...

県狩猟者連盟は、狩猟免許交付のための知識試験及び技能試験の受験者を対象にした講習会を開催する。この講習会の受講者に猟銃を利用提供する。

県狩猟者連盟は、また、狩猟免許の所持者を対象にした野生動物相、狩猟規制及び銃規制に関する知識を深めることを目的とする講習会を開催する。

小節 1 : 交付

第 L423-9 条 この条に関する詳細...

狩猟免許は、行政当局が永続的に交付する。

第 L423-10 条 この条に関する詳細...

狩猟免許の交付について、及びその各写しについて、租税一般法第 964 条に定める印紙税を徴収する。

試験を免除された者については、印紙税も免除する。

第 L423-11 条 この条に関する詳細...

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 166 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

次の各号に掲げる者は狩猟免許の交付を得ることができない。

- 1° 16 歳に満たない者
- 2° 後見裁判官の許可を受けた者を除き、保護下に置かれている成年者
- 3° 有罪判決により銃所持の権利を奪われた者
- 4° 本編の規定に定める違反の 1 に対し宣告された刑を果たさなかった者
- 5° 滞在禁止状態に置かれている者
- 6° 第 L. 423-6 条に定める健康診断証明書を提出できなかった者
- 7° 第 L. 422-10 条第 5 号に定める異議を申し立てた者
- 8° 第 L. 428-14 条の規定に基づき狩猟免許を保持し又は取得する権利を奪われた者
- 9° 国防法典第 L. 2336-6 条に規定する銃取得・所持禁止者の記名式自動化全国ファイルに登録されている者

狩猟免許の交付を申請しようとする者は、上記に定める無能力又は禁止のいずれか 1 に該当していないことを宣言しなければならない。この規定に反した者は、刑法第 441-6 条に定める不法行為について科される刑に処するものとする。

虚偽の宣言に基づいて交付された狩猟免許は、法律上当然に無効とする。この場合においては、知事の請求により狩猟免許を知事に返納しなければならない。有効な免許を持たずに狩猟を行った者に対して定める刑を適用することができる。

小節 2 : 狩猟免許の認証

第 L423-12 条 この条に関する詳細...

2005 年 12 月 30 日付法律第 2005-1719 号 – 第 60 条、2005 年 12 月 31 日付フランス共和国官報掲載、により改正

狩猟免許の所持者が第 L. 423-13 条、第 L. 423-15 条及び第 L. 423-16 条に定める要件を満たしていることを条件として、小節 3 に定めるいずれか 1 の狩猟納付金及び租税一般法第 1635 条の 2 N に定める印紙税の納付は、狩猟免許の認証と同じ法的効力をもつものとする。

第 L423-13 条 この条に関する詳細...

何人も、狩猟者連盟の加盟者でない者及び規約に定められる会費を連盟に支払っていない者は、狩猟免許の認証を得ることができない。狩猟者連盟は、狩猟免許所持者の加入を拒否することができない。

第 L423-15 条 この条に関する詳細...

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 166 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

次の各号に掲げる者は、その狩猟免許の認証を得ることができない。

- 1° 後見、親権から解放されていない 16 歳以上の未成年者。ただし、その父親、母親又は後見人が当該の者のために認証を申請する場合を除く。
- 2° 保護下に置かれている成年者。ただし、後見裁判官が当該の者が狩猟をすることを許可している場合を除く。
- 3° 有罪判決により銃所持の権利を奪われた者
- 4° 本編の規定に定める違反の 1 について宣告された刑を果たさなかった者
- 5° 滞在禁止状態に置かれている者
- 6° 狩猟の実践を危険なものにらしめる病気又は身体障害としてコンセイユ・デタの議を経るデクレでリストを定めたものにかかっている者
- 7° 第 L. 422-10 条第 5 号に定める異議を申し立てた者

8° 第 L. 428-14 条の規定に基づき狩猟免許を保持し又は取得する権利を奪われた者、又は第 L. 428-15 条の規定に基づき狩猟免許が停止されている者

9° 国防法典第 L. 2336-6 条に規定する銃取得・所持禁止者に関する記名式自動化全国ファイルに登録されている者

狩猟免許の認証を申請しようとする者は、上記に定める無能力又は禁止のいずれか 1 に該当していなことを宣言しなければならない。この規定に反した者は、刑法第 441-6 条に定める不法行為について科される刑に処するものとする。

虚偽の宣言を行った場合には、狩猟免許の認証は法律上当然に無効とする。この場合においては、知事の請求により認証を知事に返納しなければならない。有効な免許を持たずに狩猟を行った者に対して定める刑を適用することができる。

第 6 号に掲げる病気に関する宣言が疑わしい場合には、知事は健康診断証明書を要求することができる。

第 L423-16 条 この条に関する詳細...

2003 年 8 月 1 日付オールドナンス第 2003-719 号 – 第 3 条、2003 年 8 月 5 日付フランス共和国官報掲載、により改正

狩猟者は、フランス国内で狩猟の実践に係る危険に関する保険業務を営むことを認められた会社において、当該の者の狩猟行為又は有害動物の駆除行為を原因とする人身事故による民事責任を担保する金額の制限のない、かつその失効をもって犠牲者又はその権利承継人に対抗することが一切できない保険に入っていなければならない。この保険はまた、同一の条件で、その狩猟犬のために狩猟者が負う民事責任もカバーするものとする。

第 L423-17 条 この条に関する詳細...

狩猟者の民事責任を保障する保険契約は、別段の条項の規定にかかわらず、第 L. 423-16 条に定める保証に少なくとも等しい保証を含むものとみなす。

第 L423-218 条 この条に関する詳細...

事由の如何を問わず保険契約が解除され又は契約に定められた保証が停止された場合には、狩猟免許はその効力を失うものとし、行政当局は一時的に当該狩猟免許を取り上げる。

保険会社は、保険契約の解除又は保証の停止を行政当局に通知しなければならない。

本条の規定による監督官庁の職員への狩猟免許の返納を拒否する者に対しては、第 L. 428-3 に定める刑を適用する。

小節 3 : 狩猟免許の認証の態様

第 L423-20 条 この条に関する詳細...

2005 年 2 月 23 日付法律第 2005-157 号 – 第 166 条、2005 年 2 月 24 日付フランス共和国官報掲載、により改正

狩猟免許は、連続 9 日間について認証されることができる。この認証は、一時狩猟納付金及び連盟会費の支払いがあることを条件とする。この認証は狩猟期 1 期につき 1 回のみ限り得ることができる。

狩猟免許は、また、連続 3 日間について認証されることができる。この認証は、同一狩猟期に 2 回更新されることができる。この認証は、毎回、一時狩猟納付金及び（この部分原文が抜けています）の支払いを必要とする。

小節 6 : 拒否及び除名

Article L423-25 En savoir plus sur cet article...

I. – 次の各号に掲げる者に対しては、狩猟免許の交付を拒否し及び狩猟免許の認証を取り消すことができる。

1° 裁判所の有罪判決により刑法第 131-26 条に定める 1 又は複数の権利を奪われている者

2° 公権力の職員に対する反抗又は暴力により 6 月以上の拘禁刑に服している受刑者

3° 火薬、武器又はその他の軍需品に係る不正結社、製造、小売及び供給、書面又は口頭による命令又は条件付きの脅迫、種子の移動の妨害、樹木、取入れ前の農作物、自生植物又は栽培植物の破壊の罪で有罪判決を受けた者。

4° 窃盗、詐欺、背信で有罪判決を受けた者

II. – I の 2°、3°、4° に定める有罪判決を受けた者に対する狩猟免許の認証の交付の拒否又は取消しの権能は、刑の満了日から 5 年後に停止する。

環境法典 (Partie réglementaire)

第 R423-1 条

第 L. 423-3 条に定める許可は、毎年、海上問題を担当する省又は各省間の長が交付する。

前段の許可は、すべての海獺区域に対し有効とする。

小節 1 : 狩猟免許の交付に関する試験

第 R423-2 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ (政令) 第 2006-913 号第 1 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報 (JORF) 掲載、により改正

狩猟免許の交付に先立つ試験は、毎年国立狩猟・野生動物相局が狩猟担当大臣のアレテ (命令) で定める態様で開催する知識試験と技能試験により構成する。前記各試験は、国立狩猟・野生動物相局が、国に代わり、当該施設が第 R. 423-6 条に基づく技術的特性に合致していることを証明した各県の講習所内で実施する。

国立狩猟・野生動物相局は、試験登録申請を受理し、及び招集通知を送付する。この申請は、受理可能であるためには、試験料の金額と環境法典第 L. 423-6 条に定める健康診断証明書が添付されていなければならない。

同一年内に、各県内で複数回の試験期間を設けてもよい。

第 R423-3 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ (政令) 第 2006-913 号第 2 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報 (JORF) 掲載、により改正

狩猟免許試験の受験者は、知識試験と技能試験について 1 件のみの登録申請を提出する。

知識試験又は技能試験に不合格の場合においては、受験者は、再試験を受けるにあたり、新たな登録書類を提出しなければならない。

何人も、狩猟免許試験の実施日に満 15 歳に満たない者、及び狩猟免許試験の準備のための事前講習会に出席していない者は、狩猟免許の知識試験を受けることができない。この講習会への出席は、受験者が講習会に出席した県狩猟者連盟若しくは各県間狩猟者連盟の長、又はその代理人により証明されなければならない。

受験者は、知識試験に合格した後でなければ技能試験を受けることができないものとし、かつその合格日から18か月以内に技能試験を受けなければならない。

国立狩猟・野生動物相局は、狩猟免許試験の合格証を交付する。この合格証は、その交付日から2年間狩猟免許を申請することを可能にする。

第 R423-4 条 この条に関する詳細...

I. - 知識試験は、次に掲げる科目について行う。

- 1° 野生動物相に関する知識、並びにそれらの生息地域及び管理の態様に関する知識
- 2° 狩猟に関する知識
- 3° 猟銃及び実包に関する知識、並びにそれらの使用法及び安全規則に関する知識
- 4° 前各科目に係る法律・規則に関する知識

II. - 技能試験は次に掲げる課題について行う。

- 1° 空砲射撃のシミュレーションによる狩猟場における動作の状態
- 2° 猟銃の操作及び携行の状態
- 3° 安全規則にのっとり射撃

III. - 狩猟担当大臣のアレテは、狩猟免許の知識試験と技能試験の科目及び実施の態様を明確にする。技能試験の実施の態様は、狩猟をしようとする障害をもつ受験者の可能性を考慮に入れて適応させるために変更することができる。

第 R423-5 条 この条に関する詳細...

狩猟担当大臣のアレテで構成と運営の方法について定める全国委員会は、狩猟免許試験の課題のリストを定め、問題集と模範答案を作成し、採点表を定め、及び予備試験とその設問について明確にする。

前段の委員会の事務局は、国立狩猟・野生動物相局が確保する。

第 R423-6 条 この条に関する詳細...

狩猟免許試験の受験者を対象にして開催される知識及び技能の講習会は、少なくとも狩猟免許試験の知識試験と技能試験の範囲に対応しなければならない。

県狩猟者連盟の講習会場の技術的特性は、第 R. 423-4 に定める試験の態様と安全要求を考慮して狩猟担当大臣のアレテで定める。

第 R423-7 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ（政令）第 2006-913 号第 3 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

狩猟免許試験の知識試験と技能試験は、試験監督と技能試験の採点について特別の研修を受けた国立狩猟・野生動物相局の職員の監督のもとで実施する。当該職員は、全国委員会が作成した採点表に基づいて試験の採点を行い、及び知識試験と技能試験に合格した受験者に狩猟免許試験の合格証を交付する。

小節 1：交付

第 R423-9 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ（政令）第 2006-913 号第 5 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

狩猟免許は、免許の申請をした者が居住している県の知事が交付する。県知事の決定は、申請の提出日から 1 月以内に行われなければならない。知事がこの期間を超えても決定を行わなかった場合は、申請は黙示に却下されたものとみなす。

固定した住所及び居所をもたないでフランス領土を移動している者に対しては、狩猟免許は当該者に関連づけられる市町村が位置する県の知事が交付する。

第 L. 423-21 条の規定を妨げることなく、フランス人又は外国人の非居住者に対しては、狩猟免許は、その申請者が第 L. 423-5 条に定める狩猟免許試験に合格した県の知事が交付する。

狩猟免許の交付は、申請者が第 L. 423-5 条に定める狩猟免許試験に合格したことを証する証書の提示があることを条件とする。

狩猟免許の写しは、元の免許を交付した県の知事から得ることができる。

第 R423-10 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ（政令）第 2006-913 号第 6 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

狩猟免許の交付申請には、本人が第 L. 423-11 条に定めるケースのいずれにも該当しないことを証し、及び第 L. 423-25 条に定めるケースの 1 に該当するかどうかを表示した、名誉をかけた宣言書を付帯しなければならない。

保護下に置かれている成年者にあつては、さらに、後見裁判官の許可、及び後見、親権から解放されていない 16 歳以上の未成年者にあつては、その父親、母親又は後見人の許可を添付しなければならない。

第 R423-11 条 この条に関する詳細...

狩猟免許（原本又は写し）の交付について定める印紙税は、「印紙税を国に納付済」の記載の入った税制上の効力を有さない用紙をもって国に納付したことが証明されるものとする。

前段の印紙税は、県庁又は場合によって郡庁の納税窓口、及びパリにあつては警視庁の納税窓口を介して徴収する。

小節 2：狩猟免許の認証

第 R423-12 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ（政令）第 2006-913 号第 7 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

I. - 狩猟免許の年間認証又は一時認証の取得に関しては、狩猟免許の所持者は、自身が選ぶ県若しくは各県間狩猟者連盟、又は対応する国庫会計官に、自己の責任のもとで正式に記入し署名を入れた申請書を提出する。

II. - 狩猟免許の認証申請書には、次に掲げることを証する申請者の名誉をかけた宣言書を付帯しなければならない。

- 第 L. 423-16 条に定める条件で保険に入っていること
- 第 L. 423-15 条に定めるケースのいずれにも該当しないこと
- 第 L. 423-25 条に定めるケースのいずれか 1 に該当するかどうか

保護下に置かれている成年者にあつては、さらに、さらに、後見裁判官の許可、及び後見、親権から解放されていない16歳以上の未成年者にあつては、その父親、母親又は後見人の許可を添付しなければならない。

認証の申請書は、希望する認証の種類に応じて、第L. 423-1条に定める印紙税、狩猟納付金、会費、分担金、参加金の総額を添えて提出しなければならない。

III. - 狩猟者が第L. 423-15条に定めるケースのいずれか1に該当する場合には、県若しくは各県間狩猟者連盟、又は国庫会計官は、認証書類の交付を拒否する。狩猟者が第L. 423-25条に定めるケースのいずれか1に該当する場合には、知事はその旨の通知を受け、及び決定を下す。

第 R423-13 条 この条に関する詳細...

2006年7月24日付デクレ（政令）第2006-913号第8条、2006年7月25日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

国庫会計官又は県若しくは各県間狩猟者連盟に派遣された国の税務官庁の財務官は、狩猟免許の認証申請の受理可能性の確認、及び第L. 423-1条に定める印紙税、狩猟納付金、会費、分担金、参加金の支払の確認後、狩猟免許認証書を交付するものとし、狩猟担当大臣は認証書の見本を認定する。

前段の認証書上における第L. 423-1条に定める印紙税、狩猟納付金、会費、分担金、参加金の支払の確認の方法は、狩猟担当大臣と予算担当大臣の共同のアレテで定める。

第 R423-18 条 この条に関する詳細...

狩猟免許認証書及びその所持者の付保証明書は、狩猟活動中におけるあらゆる検査の際に、免許と共に呈示しなければならない。

小節 4 : イール・ド・フランスに固有の規定

第 R423-23 条 この条に関する詳細...

パリにあつては、狩猟免許は警視総監が交付する。

小節 6 : 拒否及び除名

第 R423-24 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ（政令）第 2006-913 号第 10 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

知事は、年間認証又は一時認証を受けた狩猟免許の所持者が第 L. 423-15 条に定めるケースのいずれか 1 に該当する旨の通知を受けた場合には、認証の取消しを行う。年間認証又は一時認証を受けた狩猟免許の所持者が第 L. 423-25 条に定めるケースのいずれか 1 に該当する旨の通知を受けた場合には、認証の取消しを行うことができる。

狩猟免許の所持者には、事前に自身の意見を述べる機会を与える。

知事が狩猟免許の認証を取り消したときは、当該の所持者は認証を知事に返納しなければならない。

支払われた印紙税、狩猟納付金、会費、分担金、参加金の払戻しは行わない。

第 R423-25 条 この条に関する詳細...

2006 年 7 月 24 日付デクレ（政令）第 2006-913 号第 11 条、2006 年 7 月 25 日付フランス共和国官報（JORF）掲載、により改正

I. - 第 L. 423-15 条第 6 号に定める狩猟の実践を危険なものにならしめる病気及び身体障害とは、次の各号に掲げるものをいう。

1° いつでも正確で安全な発砲を行うことができない程度の身体障害、身体損傷

2° 覚醒状態、身体のバランス、運動調整又は行動に支障を及ぼす運動障害、知覚障害、精神障害を引き起こし又は引き起こす恐れのある全種の病気

3° 発砲の対象及びその環境を判断する能力を損ね若しくは制限しうる視覚又は聴覚不全を引き起こし又は引き起こす恐れのある全種の病気

4° その作用により上記と同様の危険をもたらす恐れのある慢性、急性の全種の中毒又は全種の医学的治療

II. - 申請者は、第 R. 423-10 条及び第 R. 423-12 条に定める宣言書に、自身が選んだ医師により作成してもらった健康診断証明書を、自発的に付帯することができる。

III. - 第 L. 423-6 条に定める健康診断証明書は、狩猟免許試験の受験者が本条に定めるいずれかの 1 の疾患にかかり又は身体障害を受けていないことを証明するものとする。

IV. - 第 L. 423-15 条最終項の規定に基づき知事が要求する健康診断証明書は、宣誓した医師が交付するものとする。宣誓した医師の名簿は県庁で閲覧することができる。狩猟者は、健康診断証明書の作成費用を負担する。当該の健康診断証明書に申請者が本条に定めるいずれか 1 の疾患にかかり又は身体障害を受けている旨が示されているときは、狩猟免許の認証は拒否され、又は取り消される。

小節 4 : 雑則

第 R423-27 条 この条に関する詳細...

I. - 第 L. 423-5 条第 2 段に定める審査員団は次に掲げる者により構成される。

1° 狩猟免許の申請人が住所を有する県の知事が指名する国の代表 2 名

2° 県狩猟者連盟の代表 2 名、うち 1 名は狩猟免許試験の準備のための講習会の責任者

II. - 審査員団は、行政当局により付託された日から 1 月以内に不服申立書類を審査するものとし、この期間の経過後は、諮問を受けたものとみなされる。

III. - 行政当局による 3 月間以上の無回答は、行政当局がその受けた不服申立の排斥を決定したものとみなす。

国防法典

2008年5月28日付補正版

第I章：通則

第L2331-1条 この条に関する詳細...

本編の規定の対象となる軍需品・武器及び実包取締規定に係る軍需品、武器及び実包及び武器及び実包部品は、次に掲げる範疇に分類する。

I. - 軍需品

第1種：陸戦、海戦及び空中戦用に設計され、又は陸戦、海戦及び空中戦で使用されることが目的とされている火器及びその実包

第2種：戦闘における火器の携帯又は使用の用に供される軍需品

第3種：毒ガスに対する保護用兵器

II. - 軍需品とみなさない武器及び実包

第4種：護身用の小火器及びその実包

第5種：狩猟用武器及びその実包

第6種：刀剣類

第7種：射撃、見本市又は展示会用の武器及びその実包

第8種：歴史上又はコレクション用の銃器及びその実包

III. - 前記の範疇に属し又は属さない物資のうち、輸出入に関する制限又は特別手続きが適用されるものについては、第L. 2335- 1条 及び第L. 2335- 3条に定める。

軍需品に分類する武器に使用することができる実包を発射することができる全種の武器、及び軍需品に分類する武器で発射することができる全種の実包は、軍需品とみなす。

各範疇の物資、部品及び本編の適用範囲に入れる関連産業活動は、デクレで定める。

第 6 章：取得及び所持

第 L2336-1 条

3° 第 5 種及び第 7 種の武器及び実包の取得は、当該年度又は前年度の認証のある狩猟免許、又はスポーツ法典第 L. 131-14 条に基づきスポーツ担当大臣の委任を受けた連盟が交付する有効期間内の射撃ライセンスを、売主に呈示することを条件とする。さらに、第 5 種及び第 7 種の武器の所持は、鉄砲販売業者又は武器の所持者によるコンセイユ・データの議を経るデクレで定める条件での届出の対象となる。このデクレは、第 5 種及び第 7 種の武器のうち特定のものについて、技術的特性又は用途により前記の書類の呈示又は届出を免除する旨の定めをすることができる。

第 L2336-4 条 この条に関する詳細...

I. - 武器及び実包の所持者の行動又は健康状態が、本人又は他人にとって危険を有する場合においては、知事は、事前手続き及び対審手続きを踏まないで、武器及び実包の範疇にかかわらず当該武器及び実包を行政当局に提出するよう命ずることができる。

II. - I に定める決定が行われた武器及び実包は、その所持者、又は場合によって当該の者の家族の一員、当該の者の利益のために行動しうる者が、警察又は憲兵隊の機関に提出しなければならない。警察署長又は憲兵隊分所の指揮官は、自由・勾留裁判官の許可に基づき、所持者の自宅で 6 時から 22 時までの間に武器及び実包の差押さえを行うことができる。

III. - 提出され又は差し押さえられた武器及び実包の保管は、最長 1 年間、土地管轄権をもつ国家警察又は国家憲兵隊の機関に委ねられる。

前段の期間中に、知事は、当該の者が自らの意見を申し立てられるよう措置を講じた後、武器及び実包の返還又はその最終的な差押えを決定する。

本条の規定に基づき最終的に差し押さえられた武器及び実包は、公開で競売する。この売却の収益は各当事者が享受する。

IV. - I 又は III の規定に基づいて武器及び実包の差押えを受けたことのある者は、範疇にかかわらず武器及び実包を取得し又は所持してはならない。

前段の規定にかかわらず、知事はこの禁則を特定の範疇又は特定の型式の武器に制限する決定を行うことができる。

第1段の禁則は、知事が III の第一段に定める期間内に武器及び実包の返還を決定した場合には、効力の発生を停止する。最終的な差押えの後、知事は、差押えの決定以降の請求者の行動又は健康状態を斟酌して、禁止を解くことができる。

V. - コンセイユ・データの議を経るデクレは、本条の適用の条件を定める。

第 L2336-6 条 この条に関する詳細...

記名式自動化全国ファイルは、第 L. 2336-4 条 の IV 及び第 L. 2336-5 条第 8 段と第 9 段の規定に基づいて武器及び実包の取得及び所持が禁じられている者を特定する。

記録する情報の種類、その保存期間、並びにそれら入手することのできる者及び当局を含め、本条の適用の態様は、情報・自由国家委員会の意見を徴した後、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

スポーツ法典
2008年7月12日補正版

- 法律の部
 - 第1巻：身体・スポーツ活動の組織
 - ・ 第III編：スポーツ連盟及びプロリーグ
 - ・ 第I章：スポーツ連盟

第3節：受任連盟

第L. 131-14条 この条についての詳細...

各スポーツ種目において、及び限定された期間について、1の公認連盟のみがスポーツ担当大臣の委任を受ける。

コンセイユ・デタの議を経るデクレは、フランスのオリンピック・スポーツ国家委員会の意見を徴した後、前段の委任の付与及び取消の条件を定める。

1995年5月6日付デクレ第95-589号

軍需品・武器・実包取締規定について定める1939年4月18日付デクレの施行に関するデクレ

NOR:DEFC9501482D

2005年9月30日付補正版 - 最初の官報版

第II章：軍需品、武器及び実包の分類

第2条

2005年9月28日付デクレ第2005-1222号第1条により改正（2005年9月30日付フランス共和国官報（JORF）掲載）。

本条に定める軍需品、武器、実包及び諸部品は、次に掲げる範疇に分類する。

A. - 軍需品

第1種：陸戦、海戦若しくは空中戦用に設計され、又は陸戦、海戦若しくは空中戦で使用されることが目的とされている火器及びその実包

§1：半自動式又は連発式けん銃であって、中心打式実包を発射するものにおいて、国防大臣、内務大臣及び産業担当大臣及び税関担当大臣の共同アレテでこの範疇に分類されているもの

§2：軍用に設計された全種の口径の連発式又は半自動式小銃、短筒小銃、カービン銃

§3：§1及び§2に分類する武器の部品（遊底、薬室、銃身、フレーム、弾倉）であって、第5種又は第7種に分類する武器部品を除くもの

本範疇に分類する武器への変造、改造、特に連続発射を可能にする追加装置、代替装置前§1及び§2に分類する武器に使用される中心打式実包と実包部品（弾丸、薬莖、雷管）だけで他の装薬を装填していない薬莖、装薬だけで雷管を装填していない薬莖、装薬と雷管を装填した薬莖）

第1種 §1及び§2に分類する武器の装填装置（当該装填装置に適用する規則は、国防大臣、内務大臣、産業担当大臣、税関担当大臣、青少年・スポーツ担当大臣の共同アレテで定める）

§4：全口径の自動けん銃、機関銃及び自動銃

前段の武器の部品（遊底、薬室、銃身、フレーム）及び装填装置

§5：その他の全口径の自動式武器

前段の武器の部品（遊底、薬室、銃身、フレーム）及び装填装置

§6：夜間又は見通しが悪い天候下での射撃用の光増幅、赤外線又はその他の技術を用いたゴーグル（光学レンズだけを用いた全種の範疇の武器の部品として使用されることを目的としたものを除く）

§7：全口径の大砲、曲射砲、迫撃砲並びにそれらの砲架、火砲、砲尾、揺架及び制動器及び回収装置、航空機用の特殊砲

§8：a) 前各段に列挙する武器の中心打式実包、弾丸、薬莢、雷管だけで他の装薬を装填していない薬莢、装薬だけで雷管を装填していない薬莢、装薬と雷管を装填した薬莢、並びに本段に定める弾丸を炸裂させるために使用されることを目的とした火薬及び装填した又は装填していない装置

b) 徹甲弾、炸裂弾又は焼夷弾をもつ実包、弾丸、薬莢、雷管だけで他の装薬を装填していない薬莢、装薬だけで雷管を装填していない薬莢、装薬と雷管を装填した薬莢

§9：1. 装填した榴弾、装填していない榴弾

a) 爆雷

b) 全種の榴弾及びその発射装置（催涙効果しかない榴弾を除く）

2. 装填した又は装填していない爆弾、全種の魚雷・地雷、ミサイル、ロケット及びその他の種類の弾丸、焼夷砲

3. 前§1及び§2の弾を炸裂させるために使用されることを目的とした火薬及び装填した又は装填していない装置

4. 化学戦又は焼夷戦に使用される火炎放射器及び全種の発射砲

§10：炸裂性核兵器、その専用構成要素及び製造・試験用専門工具

§11：レーザー光線により打破能力又は破壊能力が与えられる武器

第2種：戦闘での火器の携帯又は使用の用に供される軍需品

§1：戦車、装甲車、並びにその装甲用鋼板、砲塔

固定部署に配置され又は特別な装置（防空武器の回転砲架、発射台）が装備された非装甲車両であって、武器の組立てや輸送を可能にするもの

§2：航空機運搬船及び潜水艦を含む全種の軍艦、その装甲用鋼板、砲塔、穹窿、砲架、発射台・発射管、カタパルト、並びに当該軍艦などの部品（原子力ボイラー室、潜水艇用蓄電池、ロケット推進システム）

§3：航空兵器

a) 軍需用に設計された重航空機、軽航空機（組立済のもの、解体済のもの、未組立のもの）、並びにその部品（プロペラ、胴体、機体、翼、尾翼、着陸装置、ピストン機関、ターボジェット、ラムジェット、パルスジェットエンジン、ロケットエンジン、ターボエンジン、ターボプロップエンジン）及び交換部品（コンプレッサー、タービン、燃焼室・アフターバーニング室、ノズルチップ、燃料調整システム）

b) 軍需用に設計された回転翼付飛行機（組立済のもの、解体済のもの、未組立のもの）、並びにその部品（羽根、ローターヘッド、飛行制御装置、変速歯車箱、反トルク防止装置、ターボモーター）

c) 軍需用に設計された航空機専用部品（生理学的保護機器、安全機器、操縦装置、飛行制

御装置、航法システム、写真機、パラシュート一式)、飛行中の燃料補給専用装置(飛行中補給装置、燃料用柔軟管展開ウィンチ、接続口、高流量燃料ポンプ、補給制御システム)

d) 航空機機関銃及び航空機砲専用の銃座、砲架

§4 : a) 第1種及び第2種に分類する武器用の潜望鏡、携帯潜望鏡、観察装置(画像式のものも含む)、撮影装置、検出装置、探知装置、照準・調整装置、爆撃用照準装置、投光装置、射撃制御装置及び射撃統制装置

軍用に設計され、改造され又は軍事用途に供され、夜間又は見通しの天候下で使用される光増幅又はパッシブ赤外線式暗視装置(手を使わないで操作できる単眼式装置又は複眼式装置を含む)

b) 爆弾、榴弾、魚雷、ミサイル、ロケット及びその他の飛行物体の輸送、投下又は発射用の装置、落下傘をつけた砲弾の輸送又は投下装置。

c) 軍需用途に供され又は戦力を発動させるために使用されることを目的とする伝送及び電気通信装置、電子兵器対策用の装置

d) 暗号装置(平文や暗号化されていない信号を秘密の取決めにより第三者が判読不明な情報や信号に変え、又はその逆の働きをする機器・ソフトウェアであって、武器の使用若しくは操作を可能にし又は容易化する目的で特別に設計され若しくは改造されたもの)

e) 電波妨害装置、囷弾頭及びその発射システム

第3種 : 毒ガス及び化学戦・焼夷戦で使用されることを目的とした物質に対する保護用機材(断熱性又は濾過性機材一式)、並びにその構成要素(マスク、濾過装置、専用服)

B. - 軍需品とみなさない武器、武器部品、実包及び実包部品

第4種 : 取得及び所持の許可が必要な護身用の小火器及びその実包

I. - §1 : 第1種に含まれないけん銃(スタート用及び信号用のけん銃及びリボルバー型けん銃を除く)。全長28センチメートル以上の単発式縁打式銃を含む散弾銃はこの範疇に含める。

§2 : 前§1に定めるけん銃に改造できる武器、弾倉のあるカービン銃

§3 : 第4種武器用の弾丸をもつ実包を使用すると殺用けん銃

§4 : 全長80センチメートル以下又は銃身長45センチメートル以下の、肩に担ぐ武器

§5 : 肩に担ぐ半自動式武器で、弾倉と薬室に3個以上の実包を収納できるもの

肩に担ぐ半自動式武器で、弾倉と薬室に3個以上の実包を収納できないものであって、装填装置の取外し若しくは分解ができるもの、又は一般的な工具を使って弾倉と薬室に3個以上の実包を収納できる武器に改造することができないという保証のないもの

§6 : 平滑銃身の連発式又は半自動式の肩に担ぐ武器であって、銃身長が60センチメートルを超えないもの

§7 : 肩に担ぐ連発式武器で、弾倉又は装填装置に10個を超える実包を収納できるもの

- § 8 : 平滑銃身の肩に担ぐ連発式武器で、ポンプ式再装填装置を備えたもの
- § 9 : 口径を問わず軍用自動式武器の外見をしている半自動式又は連発式武器
- § 10 : 他の物体の形に偽装した火器
- § 11 : 本範疇に分類する武器の部品(遊底、銃身、薬室、弾倉)であって、第5種又は第7種に分類する武器の部品にもなるものを除くもの
- § 12 : 本範疇の武器用の金属性弾丸をもつ実包(国防大臣、内務大臣、産業担当大臣及び税関担当大臣の共同アレテで第5種又は第7種に分類するものを除く)
- 本範疇の武器用実包部品(薬莖、雷管だけで他の装薬を装填していない薬莖、装薬だけで雷管を装填していない薬莖、装薬と雷管を装填した薬莖)
- II. - § 1 : ガス又は圧縮空気で弾丸を発射する武器であって、国防大臣、内務大臣、産業担当大臣及び税関担当大臣の共同アレテで本範疇に分類するもの
- § 2 : 肩に担ぐ火器及びけん銃であって、非金属性の1個の実弾又は複数の弾丸を発射するよう製造されたものであって、国防大臣のアレテで本範疇に分類するもの
- 前記アレテで分類する弾丸を備えた実包
- § 3 : 前 § 1 に定めるアレテで特性を定める信号銃
- III. - § 1 : (廃止)
- IV. - § 1 : 第4種武器用の装填装置(当該装填装置に適用する取締規定は国防大臣、内務大臣、産業担当大臣、税関担当大臣、青少年・スポーツ担当大臣の共同アレテで定める)

第5種 : 狩猟用武器及びその実包

- I. - 取得及び所持の届出の必要がない武器
- § 1 : 前各範疇に分類するもの以外の、平滑銃身の単発式猟銃、カービン銃及びカモ撃ち銃
- § 2 : 前各範疇に分類するもの以外の、平滑銃身の単発式猟銃、カービン銃及びカモ撃ち銃であって、口径が10から28までのものにおいて、もっぱら散弾を短射する目的で散開用の溝が設けられ又は絞りがついているもの
- § 3 : 前各 § の武器用の武器部品(遊底、薬室、銃身)
- II. - 取得及び所持の届出が必要な武器
- § 1 : 前各範疇に分類するもの以外の、1本又は数本の平滑銃身がある半自動式又は連発式猟銃、カービン銃及びカモ撃ち銃
- § 2 : 前各範疇に分類するもの以外の、ライフル銃身及び中心打式銃身の猟銃及びカービン銃(軍需品に分類する武器に使用することができる実包を発射できるものを除く)
- § 3 : ライフル銃身と散弾(平滑)銃身が組み合わさった2連銃(ミクストmixte)、2本の散弾銃身と1本のライフル銃身又は2本のライフル銃身と1本の散弾銃身が組み合わさった3連式銃(ドリリングdrilling)、2連ライフル銃(エクスプレスexpress)、ライフル銃身1本を含む単発式4連銃(ファールリングvierling)であって、全長が80センチメートルを超

えるもの、又は銃身長が45センチメートルを超えるもの（軍需品に分類する武器に使用することができる実包を発射できるものを除く）

§4：前IIの武器用の武器部品（遊底、薬室、銃身）

III. - 本範疇の武器用の実包、実包部品（薬莖、雷管だけで他の装薬を装填していない薬莖、装薬だけで雷管を装填していない薬莖、装薬と雷管を装填した薬莖）、及び肩に担ぐ武器又はけん銃用の全種の実包の雷管。これらの取得及び所持の届出は必要ない。

第7種：射撃、見本市又は展示会用の武器及びその実包

I. - 取得及び所持の届出が必要な武器

§1：前第4種に分類するものを除く全口径の縁打式火器及びこれらの武器用の武器部品（遊底、薬室、銃身）

§2：ガス又は圧縮空気で弾丸を発射する武器であって、銃口時エネルギーが10ジュールを超えるもの（第4種に分類するものを除く）

§3：非金属性の弾丸1個又は数個を発射する目的で製造された火器であって、国防大臣のアレテで本範疇に分類するもの

II. - 取得及び所持の届出の必要がない武器

§1：信号銃、スタート用けん銃

第4種のII §3に定めるアレテで特性を定める信号銃

§2：ガス又は圧縮空気で弾丸を発射する武器であって、銃口時エネルギーが10ジュール未満でありかつ2ジュールを超えるものにおいて、第4種のII §1に分類されないもの

§3：武器の外見をしている武器又は物体で、本条の他の範疇に分類されないものにおいて、飛翔物体又はガスを発射するもので、銃口時エネルギーが2ジュールを超えるもの

III. - §1：本範疇の武器用の実包及び実包部品（薬莖、雷管だけで他の装薬を装填していない薬莖、装薬だけで雷管を装填していない薬莖、装薬と雷管を装填した薬莖）。これらの取得及び所持の届出は必要ない。

第III章：許可の所持者の義務

第18条

2002年1月3日付デクレ第2002-23号第5条（2002年1月6日付フランス共和国官報（JORF）掲載）、により改正

1° 前第6条に定める許可の所持者は、理由にかかわらず初め4種の武器又は実包を前第17条に定めるもの以外の申請者に譲り渡そうとする場合は、それにより先だって、次に掲げる書類などを申請者に提出させなければならない。

a) 本人の身分を証明し写真を貼付した書類

b) 本人名義の取得及び所持の許可証（本デクレ第25条に定める者については、同条に定める受取証）

- 2° 譲り渡そうとする製造業者又は小売業者は、その次に、以下のことをする義務を負う。
- 提出を受けた許可証又は受取証の1面と2面に、自らが記入する義務を負う事項を記入すること。
 - 前第16-1条に定める特別帳簿にこの譲渡を記入する。
 - 取得者に1面を返還し、申請を受理した警察当局に2面を送付する。
- 3° 実包の在庫補充の許可の交付を受けている製造業者又は小売業者は、取得しようとする者の身分を確認した後、以下のことをしなければならない。
- 取得者名義の武器・実包の取得及び所持の許可証又は受取証（1面）を、取得しようとする者に提出させ、当該許可証の裏面に譲り渡す実包の種類及び数量並びに譲り渡し日を記入し、営業印を捺し署名を入れること。
 - 在庫補充許可証又は実包取得受取証に、自らが記入すべき事項を記入すること。
 - 前第16-1条に定める専用帳簿にこの譲渡を記入すること。
 - 武器・実包の取得及び所持の許可証又は受取証（1面）をその所持者に返却し、在庫補充許可証又は実包取得受取証に正式に記入をした上でこれを県当局に提出すること。

第V章：通信販売の場合における帳簿への記入

第22条

第1種、第4種、第5種又は第7種の § 1から § 3までの武器など（第5種のものうち届出の必要がないものを除く）の通信販売の場合においては、小売業者が備える帳簿に記入をするため、非小売業者である販売者又は買主は、合致することが証された本人の写真と署名入りの公式書類の photocopy を、武器実包の小売業者又は製造業者に送付しなければならない。この公式書類は、フランス国内に居住している外国人に関しては、居住許可証又はその代わりとなる他の書類若しくは自国のパスポートとし、外国人がフランス領土外に居住している場合には、自国のパスポート又は国内身分証明書とする。小売業者又は製造業者は当該 photocopy を10年間保管しなければならない。

第III編：武器及び実包の取得、所持、携帯、輸送及び保管

第I章：取得及び所持の許可

第23条

1998年12月16日付デクレ第94-1148号第4条（1998年12月17日付フランス共和国官報（JORF）掲載）、により改正

後第40条の規定に定める場合を除くほか、次の各号に掲げる規定を適用する。

1° 初め4種の軍需品、武器、武器部品、実包又は実包部品は、許可を受けた場合でなければこれらを取得し及び所持してはならない。

第1種 § 3の追加装置及び第4種のI § 10に分類する武器に関しては、許可は個人に対しては与えられない。

前段の許可は、前第9条のII及びIIIの第1段に定める場合においては与えられない。

2° 第5種と第7種の肩に担ぐ武器、武器部品及び実包のうち届出の必要がないもの、第8種に定めるもの並びに第6種に定める武器の18歳以上の者による取得及び所持は自由とする。

3° 第5種と第7種の武器及び武器部品のうち届出の必要があるものの18歳以上の者による取得及び所持は、後第47条、第48条及び第69条に定める条件で行われることとする。

4° 第5種、第7種及び第8種の武器、武器部品、実包及び実包部品、並びに第6種の名を挙げて指定した武器については、後5号に規定する場合を除くほか、未成年者は、16歳以上に達し親権を行使する者の許可を受けている場合、さらに第5種、第6種又は第7種の武器については以下に掲げる条件を満たしている場合でなければ、これらを取得し及び所持することができない。

a) 狩猟免許の所持者であること。この免許証は、当該年度又は前年度の査証及び認証を受けているものとし、取得時に提示しなければならない。

b) 前掲の1984年7月16日付法律第17条により、スポーツ担当大臣から射撃、クレー射撃又は剣刀類の実習について委任を受けたスポーツ連盟のライセンスの所持者であること。当該武器、武器部品、実包及び実包部品は、同一の条件のもとで譲り渡す場合でなければ未成年者に譲り渡すことができない。

前段の未成年者による第5種及び第7種の実包の取得及び所持は、前記条件のいずれか1を満たすことを要するものとし、ただし親の許可は要求されない。

当該武器、武器部品、実包及び実包部品を16歳未満の未成年者に販売してはならない。

5° 第7種のII § 2の武器は、当該の者がこのために親権を行使する者の許可を得たこと、及び本条4号bに定めるライセンスを所持していることを条件として、9歳以上16歳未満の未成年者が取得し又は所持することができる。

第23-1条

1998年12月16日付デクレ第94-1148号第5条により創設（1998年12月17日付フランス共和国官報（JORF）掲載、1999年1月1日に効力発生）

他の欧州共同体加盟国への移転又は第三国への輸出を目的としてなされる場合を除き、第5種の武器、武器部品、実包及び実包部品の取得は、ケースに応じて、当該年度又は前年度の査証及び認証を受けている狩猟免許証、有効期間内の狩猟許可、又は前掲の1984年7月16日付法律第17条により、スポーツ担当大臣から射撃の実践について委任を受けたスポーツ連盟のライセンスの提示を条件とする。

第24条

前第23条1号に定める取得及び所持の許可は、後第44条及び第45条に規定する場合を除くほか、最高5年の期間について与えられる。

前段の許可の更新は、後第38及び第39条に定める条件のもとで認められる。

第28条

1998年12月16日付デクレ第98-1148号第6条（1998年12月17日付フランス共和国官報（JORF）掲載）、により改正

第1種 § 1 から § 3までの武器及び武器部品、並びに第4種の武器及び武器部品（第1種 § 3の追加装置によるもの及び第4種のIのセクション10とIIIの § 1に定めるものを除く）は、次の各号に掲げる者がスポーツ射撃をするために取得し及び所持することが認められる。

1° 20人の射手又は20人ずつの射手グループにつき1個の武器、及び（訓練の必要上軍当局から貸し出されうるものの他に）最高20個までの武器を限度として、射撃の実習の認可を受け又は軍事基礎教育の許可を得たスポーツ協会

2° 12個までの武器を限度として（うち第1種 § 1から § 3までに定める武器又は第4種の中心打式武器の数は最高7個までとし、その他は第4種の口径6mm以下の縁打式武器でなければならない）、前号の協会の会員、本デクレ第28-1条の規定に合致する射撃手帳の所持者、前掲の1984年7月16日付法律第17条により、スポーツ担当大臣から委任を受けた連盟のライセンス所持者、又は当該連盟から好意的な通知を受けた者のうち、21歳以上の者及び国際競技会に参加する21歳未満者の中から選抜された射撃選手。これらの武器は、前掲の1993年9月3日付デクレに基づき届出を行った射撃場内でなければ使用することができない。本号2により与える取得及び所持の許可は、次段に定める条件でアレテに定める監視下で行われる最低の射撃練習回数の規定に従うことを条件とする。

連盟のリスト、好意的な通知の送付の条件及び態様は、国防大臣、内務大臣、青少年・スポーツ担当大臣の共同アレテで定める。

国際競技会に参加する射撃選手の選抜基準は、青少年・スポーツ担当大臣が明確にする。

3° 前各パラグラフにより協会又は射手が取得し又は所持することのできる第4種武器の数に関する制限は、全長28センチメートル以下の縁打式単発式けん銃に対しては適用しない。また、前2号に掲げる者で、16歳以上の者は当該の武器を取得することができる。ただし、16歳以上18歳未満の未成年者については、親権を行使する者の許可を得ていること又は前第23条4号bに定めるライセンスを所持していることを条件とする。

第7種のII § 2の武器は、9歳以上16歳未満の未成年者が、親権を行使する者の許可を得ていること又は前第23条4号bに定めるライセンスを所持していることを条件として、これを取得し及び所持することができる。

国防大臣、内務大臣、税関担当大臣及び青少年・スポーツ担当大臣の共同アレテは、前2号及び3号に定める射手について、その所持する武器に対応する武器部品の取得及び所持の条件を定める。

第28-1条

1998年12月16日付デクレ第98-1148号第7条により創設（1998年12月17日付フランス共和国官報（JORF）掲載、1999年1月1日に効力発生）

本デクレ第28条2号に定める者は、監督下で行われる射撃実践回数が記載された射撃手帳を所持していなければならない。

この手帳は、本デクレ第28条1号に定める公認スポーツ協会が交付するものとし、警察、憲兵隊又は税関機関の要求がある都度呈示しなければならない。

本デクレ第28条1号に定める公認スポーツ協会は、監視下で行われる射撃実践参加者の氏名、住所を記した日誌をつける。

前段の日誌は当該協会が所属しているスポーツ連盟の閲覧に供するために備え置き、警察又は憲兵隊の機関の要求がある都度呈示しなければならない。

内務大臣、国防大臣及びスポーツ担当大臣の共同アレテは、本条の適用の態様、特に前各段に定める射撃手帳と日誌の標準雛型を定める。

第35条

次に掲げる各条により交付される許可にあつては、武器の取得及び所持に対して与える許可は、以下の条件のもとで、対応する実包の取得及び所持の許可と同じ法的効力をもつものとする。

I. - 前第25条、第26条、第29条、第30条第1段及び第31条：武器1個につき実包50個

前第33条：武器1個につき実包200個

前記在庫の補充は、後第43条に定める条件で許可を得ることを要する。

II. - 前第28条：武器1個につき第1種及び第4種の実包を1年に1 000個

前第28条に定める武器の所持者は、後第43条に定める条件のもとで、前段に定める年間の数量を超えて実包を追加取得し及び所持することを認められうる。

公認スポーツ協会から正規に射撃実践のライセンスを取得し又は軍事基礎教育に関する許可を受けた射撃手は、その所持する武器の口径用の薬莖又は雷管を装填した薬莖を、無制限に取得し及び所持することができる。

前第27条に定める企業による武器の取得及び所持に対して与える許可は、武器1個につき50個の限度内で、対応する不活性弾又は空砲の取得及び所持の許可と同じ法的効力をもつものとする。

第38条

前第26条から第33条までに定める許可は、ケースに応じて次の各号に掲げる当局が交付する。

1° 第2種と第3種の軍需品のうち下位に分類変更されうるものに関する許可については、国防大臣と内務大臣の共同アレテで定める条件で、企業の本社又は申請者の住所が所在する県の知事

2° 前第26条に定める許可については、資金護送会社にあつてはその企業の本社が所在する県の県庁、又は財の安全を確保する義務を負う事業所にあつては当該事業所が設置されて

いる県の知事

3° 前第27条に定める許可については、当該企業の本社又は国立劇場の本拠地が所在する県の知事

4° 前第28条1号及び2号に定める許可については、住所地又は協会本部を管轄する県の知事

5° 前第29条に定める許可については、届出を登録し、又は前掲の1969年1月3日付法律第2条及び同1970年7月31日改正デクレ第10条により創設された特別通行手帳を交付した県の知事

6° 前第30条及び後第117条に定める許可については、住所地を管轄する県の知事

7° 前第32条に定める許可については、博物館が所在する県の知事

8° 前第33条に定める許可については、企業の本社又はその事業所が所在する県の知事

第39条

許可申請は次に掲げる書類に裏打ちされなければならない。

I. - すべての場合において、次に掲げる書類

- 前第34条に定める専門家にあつては住所及び活動を営んでいる場所を証明する書類

- 申請時に所持している武器及び実包の数量、それらの対応する範疇とパラグラフ、口径、製造元及び製品番号を明らかにした署名を入れた書面による宣言

II. - 本デクレの次の各条に定める場合において許可を申請するときは、以下の補足書類

1° 前第26条のIIに定める許可については、財の安全を確保し又はオフィスビルの警備を確保する義務を負っていることを証明する文書又はその他の書類

2° 前第27条に定める許可については、所持している武器が弾丸又は散弾を発射することができなくなったことを証する署名を入れた書面による宣言

3° 前第28条1号に定める許可については、次のことを明らかにした宣言書

- 認可又は許可に関する主務当局の決定があつた日

- 専門の射撃

- 登録会員数

4° 前第28条2号に定める許可については、公認スポーツ協会の会員登録の証拠、21歳未満の未成年者にあつては国際競技会を目的として選抜された証拠、及び同条に掲げる連盟の好意的通知

5° 前第29条に定める許可については、使用武器の個数及び種類を明確にした宣言書

6° 前第30条及び後第117条に定める許可については、許可申請について後第121条に定めるアレテで定めるモデルに適合する武器の特性及び武器の取得日を示したデータ・シート

7° 前第31条に定める許可については、次に掲げる書類

a) フランス国籍を有さない21歳以上の者にあつては、普通又は特別待遇居住者の資格証明書（フランス領土で活動を営むことを認められている外交官団員及び領事官団員に対しては、この義務を免除する）

b) その職業用建物又は副住居における2個目の武器の所持を申請する者にあつては、当該建物又は副住居の住所

8° 前第32条に定める許可については、露出され又は貯蔵所で保管されるすべての武器及び実包の盗難防止に対する安全対策について詳細に示した書類

9° 前第34条に定める許可については、破棄院又は控訴院付公認武器実包専門家名簿登録の証拠

第40条

精神病院で治療を受けたことのある者で、武器又は実包を取得し又は所持することを希望する者は、以下に掲げる者に限り作成することができる証明書を提出しなければ、武器又は実包を取得し又は所持することができない。

a) 精神障害者を受け入れる公共又は民間医療施設で診療している又は診療していたことのある病院臨床医の大学教授及び部局長の職に任じている病院臨床医、医療・精神センターで診療している精神病医

b) 医療教育及び研究組織の精神医学の教員

c) 警視庁の専門医務室担当医

d) 裁判所により公認された精神分野の専門家

e) 専門教育終了証書又は精神医学専門教育免状を持つ宣誓した専門医

前段の証明書の有効期間は、その作成日から2週間以内とする。

第41条

武器、武器部品、実包及び実包部品の取得及び所持の許可申請又は許可の更新申請は、所要の証拠書類を付帯して、住所地又はフランス国籍を有さない者にあつてはその居住地を管轄する警察署長に提出し、又は警察署長が置かれていない場合においては憲兵分隊指揮官に提出する。各申請は登録され、決定を仰ぐため監督当局に伝達される。

前段の当局は、申請者の第2号犯罪記録証明書の交付を受けた後に決定を下す。

前段の当局の決定は申請書を受理した警察当局を介して通知する。

前段の当局は、前段の通知日を許可証に記載する。

第42条

武器、武器部品、実包及び実包部品の取得及び所持の許可証は、後第121条に定めるアレテで定める見本に合致するものとする。

販売者は、前第18条2号に定める条件で取得及び所持の許可証に必要事項の記入をする。1面は所持者に返還する。2面は販売者が申請を受理した警察当局に送付する。当該警察当局は、その記録をとった上で、決定を下した当局に送付する。武器の取得は、前記許可の通知があった日から3月以内に行われなければならないものとし、この期間の経過後は、当該

許可は失効する。

前段の規定にもかかわらず、例外として、当局自身がより長い期間を明示に定めることができる。

第43条

前第35条に定める在庫補充許可の申請は、所要の証拠書類を付帯して、住所地を管轄する警察署長に提出し、又は警察署長が置かれていない場合においては憲兵分隊指揮官に提出する。各申請は登録され、決定を仰ぐため監督当局に伝達される。

許可証、後第121条に定めるアレテに定める見本に基づいて作成し、申請を受理した警察当局を介して通知する。

販売者は、前第18条3号に定める条件で前段の許可証に記入をし、自らそれを県当局に送付する。

第44条

軍需品、武器及び実包の取得及び所持の許可は、公の秩序又は人の安全上の理由により、当該許可を交付した当局が取り消すことができる。

第45条

前第28条2号及び第29条に定める場合において交付された許可は、許可の交付日から3年間に限り、武器及び実包を所持する権利を与えるものとする。当該許可は当事者の請求により更新されることができる。

前第26条から第29条まで及び第31条から第34条までに定める許可は、その所持人が所要の条件を満たさなくなるに至った時点で直ちに自動的に無効となる。

期間が満了した許可の受益者は、後第71条に定める条件でその武器及び実包を返納しなければならない。

第II章：取得及び所持の届出

第46条

各県庁において第1種及び第4種の軍需品、武器及び実包、並びに第5種及び第7種の届出が必要な武器及び武器部品の所持者のファイルを作成する。

前段の武器などの所持者は、他県に住所を移転するときは、第1種及び第4種の軍需品、武器及び実包、並びに届出が必要な第5種及び第7種の武器及び武器部品の数量及び種類を、移転先の県の知事に届け出なければならない。

第47条

第5種及び第7種の届出が必要な武器及び武器部品の前第37条に定める条件で所持し、又は

フランス国内又は外国で取得した個人は、住所地を管轄する警察署長、又は警察署長が置かれていない場合においては憲兵分隊指揮官に、書面による届出をしなければならない。後第121条に定めるアレテで定める見本に基づいて作成するこの届出の受取証を、当該の者に交付する。前記届出は申請者の住所地を管轄する知事に提出する。

第48条

1996年9月20日付デクレ第96-831号第1条（1996年9月22日付フランス共和国官報（JORF）掲載）、により改正

本デクレの公示日現在に第5種又は第7種の届け出が必要な武器又は武器部品を所有し又は所持している者は、1996年12月31日までに前第47条に定める条件でその住所地を管轄する県知事に、その旨の届出をしなければならない。

この届出の受取証を当該の者に交付するものとし、この受取証は後第121条に定めるアレテで定める見本に基づいて作成する。

第48-1条

1998年12月16日付デクレ第94-1148号第8条により創設（1998年12月17日付フランス共和国官報（JORF）掲載）

取得及び所持の許可の所持者である個人が所持している武器、武器部品及び実包は、金庫又は頑丈な保管庫内で保管しなければならない。

当該の者は、第三者が当該武器などを使用できないようにするためのあらゆる措置を講じる義務を負う。

取得及び所持の許可申請、及び既に与えられた許可の更新申請には、前段に定める設備に係る証拠書類を添付しなければならない。

第VI章：武器及び実包の亡失及び所有権の移転

第67条

1° 第1種、第4種の武器、武器部品若しくは実包、又は第5種、第7種の武器若しくは武器部品を亡失し、又は盗み取られた場合は、その所持者はその旨及び亡失し又は盗み取られたときの状況に関する有用な情報を示した書面を警察署長、又は警察署長が置かれていない場合においては憲兵分隊指揮官に直ちに届け出なければならない。前記武器等の所有者は、発送の際にも、前段と同一の条件で届出をしなければならない。

前段の武器などの所持者が前第54条に定める賃貸人であるときは、その届出の写しを直ちに賃貸人に提出しなければならない。

2° 届出の受取証を届出人に交付する。この届出は許可を与え又は受取証を交付した知事に送付する。

3° 当該の者の要求により、新たな許可を与え、又は新たな受取証を交付することができる。

4° 前第25条1号に基づいて行政当局が所持し又はその職員に託した第1種、第4種の武器、武器部品又は実包を亡失し又は盗み取られた場合においては、当該行政当局はその旨及び亡失し又は盗み取られたときの状況に関する有用な情報を示した書面を警察署長、又は警察署長が置かれていない場合は憲兵分隊指揮官に直ちに届け出なければならない。

第69条

第5種又は第7種の届出が必要な武器又は武器部品の所有権を他人に移転しようとする個人は、その旨を前第47条に定める条件で書面により警察署長、又は警察署長が置かれていない場合は憲兵分隊指揮官に届け出なければならない。この届出の受取証を当該個人に交付するものとし、この受取証は後第121条に定めるアレテで定める見本に基づいて作成する。前第28条1号に定める各スポーツ協会は、次に掲げる条件のもとで第5種及び第7種の実包を各々の会員に譲り渡すことができる。

- 県庁に届け出ること
- 購入価格に少なくとも等しい価格で売却すること
- 火薬保管所に関する規制を遵守すること
- もっぱら公認された射撃場内で使用すること

第2節：取得及び所持

第106条

次の各号に該当する者は、第5級違警罪について定める罰金に処する。

- 1° 第5種、第7種又は第8種に分類される武器、武器部品、実包又は実包部品など、並びに第6種に名前を挙げて示す武器を所持し、又は取得した16歳未満の未成年者
- 2° 前第23条に定める条件を満たさずに同条4号に定める武器、武器部品、実包又は実包部品などを所持し又は取得した16歳を超える未成年者
- 3° 前号の条の規定に定める条件を満たさずに前第36条に定める実包又は弾丸を所持し又は取得した者（第4種けん銃に使用されるものであって、...原文抜け...を除く）

第VII編：経過規定、雑則

第I章：経過規定

第116条

1996年9月20日付デクレ第96-831号第1条（1996年9月22日付フランス共和国官報（JORF）掲載）、により改正

第5種及び第7種の武器であって、軍需品、武器及び実包の取締規定について定める1939年4月18日付デクレの施行に関する1973年3月12日付改正デクレ第73-364号を改正する1993年1月6日付デクレ及び本デクレにより第4種に分類する武器を所持している18歳以上の者は、その旨の届出をすることを条件として、引き続き対応する実包を所持し及び取得すること

ができる。

前段の届出は1996年12月31日までに住所地を管轄する知事に対して行うものとする。

前第23条4号の条件を満たしている16歳以上の未成年者は、前段と同一の条件のもとでその武器を所持することができる。

後第121条に定めるアレテで定める見本に基づいて、当該の者に対し受取証を交付する。

前段の許可は、個人的な性格を有するものとし、理由の如何を問わず当該の武器が譲渡された時は自動的に執行する。

第II章：雑則

第121条

本デクレに定める製造、販売、取得、所持、届出に関する記入用紙及び帳簿は、国防大臣と内務大臣の共同アレテで明確にする。

(3) ド イ ツ

武器法 (WaffG)

第1章

一般規定

第2条 武器もしくは実包類、武器一覧表の取り扱いに関する原則

- (1) 武器あるいは実包類の扱いは、満18歳以上の人にものみ許されている。

第2章

武器あるいは実包類の取り扱い

第1節

武器及び実包類の許可に関する一般的前提条件

第4条 許可のための前提条件

- (1) 許可は申請者が以下に該当することを前提とする。
 1. 満18歳であること(第2条1項)
 2. 必要な信頼性(第5条)と個人的な適正(第6条)がある。
 3. 必要な専門知識の裏づけがある(第7条)。
 4. 必要であるという裏づけがある(第8条)。
 5. 武器所有許可書あるいは射撃許可を申請する際に、賠償責任として人的・物的損害用に一括で100万ユーロの保険に加入していることが証明できる。

第5条 信頼性

- (1) 以下の人物は必要な信頼性を持ち合わせていない。
 1. 以下の理由で有罪判決が確定している。
 - a) 犯罪行為あるいは
 - b) その他の故意の犯罪行為により最低一年の自由刑、最後に有罪判決が確定してからまだ10年が経過していない。
 2. 事実によって、以下の仮定が正当化される場合
 - a) 武器あるいは実包類が悪用されるか、軽率に使用される。
 - b) 武器あるいは実包類を慎重にあるいは適正に取り扱わない、あるいはこういった対象物を慎重に保管しない。
 - c) 武器あるいは実包類を、実際の暴力を行使する際に、このような対象物を使用する権利のない者に貸す。
- (2) 通常、以下の人物は必要な信頼性を持ち合わせていない。
 1.
 - a) 故意の犯罪のため
 - b) 武器、実包あるいは爆発する可能性のある危険物の取り扱いを伴う過失犯罪あるいは、公

共の安全を害する過失犯罪のため。

- c) 武器法、戦争兵器の管理に関する法、爆発物法あるいは連邦狩猟法による犯罪行為で、自由刑、少年刑、最低日割り金額 60 日の罰金刑若しくは、最低 2 回少額の罰金刑が確定しているため、あるいは、少年刑の執行が中止された場合、最後の判決が確定してから、まだ、5 年が過ぎていないため。
2. メンバー
 - a) 結社法に則り、組織としての存在が明らかに禁止されている、あるいは結社法により、明らかに、活動が禁じられている団体のメンバーであるため、あるいは
 - b) 連邦憲法裁判所が、連邦憲法裁判所法第 46 条に基づき、憲法違反と確定した政党のメンバーであったことが過去においてある場合で、メンバーではなくなってから、まだ 10 年が経過していないため。
 3. 個人あるいは団体の一員として、以下の動きに注目しあるいは支持し、あるいは、この 5 年の間に注目しあるいは支持した。
 - a) 憲法上の秩序に反する動き
 - b) 国際間の協調の考え、特に民族の平和的共存に反対する動き
 - c) 暴力の行使あるいは、暴力のための準備行為によってドイツ連邦の外交関係を危険にさらす動き
 4. この 5 年間に、一回以上暴力行為のために、裁判所の承認を得て警察の予防措置として拘留されている。
 5. 1 段 c) に記されたいずれかの法の規定に対して、繰り返しあるいは甚だしく違反した場合
 - (3) 1 項 1 あるいは 2 項 1 に記された期間には、当事者が、当局あるいは司法の命令によって、施設に拘置されていた期間は含まれない。
 - (4) 1 項 1 段あるいは 2 項 1 段による犯罪行為のための訴訟手続きが終了していない場合には、管轄当局は、判決が確定するまで、武器法に関する許可申請に対する決定を延期することができる。
 - (5) 管轄当局は信頼性検査の中で以下から情報を手に入れなければならない：
 1. 連邦中央登録簿（*注：有罪判決などが記録されているデータバンク）から無制限の情報
 2. 第 2 項 1 段に記された犯罪に関して、中央検察手続き記録簿からの情報
 3. 信頼性に対する懸念の根拠となる事実がないか、地元の警察派出所の意見を聞く；地元の

警察派出所は意見表明の中に、第2項4段により行う検査の結果を含める。1段Nr.2により集めた個人に関するデータは、専ら武器法上の信頼性の審査の目的でしか使用してはならない。

第6条 個人の適正

- (1) 事実によって、以下の仮定の裏づけがあった場合には、その個人は、必要とされる個人の適正を持ち合わせていない。
 1. 行為能力がない
 2. アルコールあるいは他の麻薬類に依存している、精神疾患あるいは知的障害がある。あるいは
 3. その個人が置かれている環境により、武器あるいは実包類を慎重にあるいは適切に扱えない。あるいはこういった対象物を丁寧に保管できない。他者あるいは本人を危険にさらす具体的な危険がある場合。行為能力が限られているという仮定が、事実によって裏付けられている人は、通常、必要とされる個人の適正を持ち合わせていない。管轄当局は、地元の警察派出所の意見を聞くべきである。個人の適正は、連邦中央登録法の第60条第1項1段から7段による、教育記録簿に記録されている決定あるいは要求事項と矛盾していることもあり得る。
- (2) 1項による個人の適正について懸念する根拠となる事実がある場合、あるいは申請者が提出した証明書について、根拠のある疑いがある場合には、管轄当局は当事者に、費用は自己負担で、精神的あるいは肉体的適性に関して、公的機関の医師、あるいは専門医、若しくは専門家の心理証明書の提出を求めなければならない。
- (3) 満25歳に達していない者は、初めて銃器の購入及び所有のための許可書を得るためには、費用は自己負担で、精神的適性に関する公的機関の医師、あるいは専門医若しくは専門家の証明書を提出しなければならない。1段は、第14条1項2段に示された銃器の購入及び所有には適用されない。
- (4) 連邦内務省は、連邦参議院の規定の同意を得て、法規命令により……権限を有する……
(*文が途中で切れている)

第12条 許可義務を必要としない例外

- (1) 以下の者は、武器の購入及び所有に関する許可を必要としない。
 1. 権限を有する者から武器所有カードを所有している者が、

- a) 単に一時的に、最長で一か月間、本人が必要であるため、あるいはそれに関連して、若しくは
 - b) 一時的に、安全に保管するため、あるいは輸送するために取得
 - 2. 権利を有する者が、仕事で輸送、保管し、あるいは、仕事で武器に装飾を施したり、同様の作業を行ったりするために、一時的に取得
 - 3. 権利を有する者から、あるいは権利を有する者のために、以下の理由で取得する場合
 - a) 労使関係あるいは見習いの関係にある。
 - b) 狩猟あるいは射撃スポーツ連盟で、それ以外のスポーツ連盟におけるスタート合図用けん銃を発射するため、あるいは習俗・伝統保存のために武器を所有する協会の代表、あるいは会員
 - c) 第 55 条 1 項 1 段に記された機関の代理者として
 - d) 海上に出る船のチャーター主として、海難の際に信号を送るために、ただし、所有する武器は権限を有する者の指示に従ってしか使用できない。
 - 4. 他者から
 - a) 一時的に武器を委託した者で、このために、許可証のための申請が必要ではなかった場合、あるいは、
 - b) 紛失したために、再び取得する。
 - 5. 射撃練習場（第 27 条）において、単に一時的にこの射撃練習場で射撃をするために取得
 - 6. 本法の適用範囲内である地域に、あるいはそこを通過する旅に、第 32 条による資格を有して所持する。
- (2) 以下の者は、実包類の取得及び所有に当たって許可を必要としない。
- 1. 1 項 1 から 4 の前提条件のもとで取得する。
 - 2. 1 項 5 の前提条件のもと、その射撃練習場（第 27 条）においてだけ、すぐに使用するために入手
 - 3. 本法の適用される範囲の地域の中で、あるいはそこを通過する旅において、第 32 条による権利を有して所持する。
- (3) 以下の者は、武器を持ち込むための許可を必要としない。
- 1. その住居、職場あるいは安全な所有地において、他者の同意のもと、あるいは射撃練習場において、必要に応じた目的のために、あるいは、それに関連して持ち込む
 - 2. 一つの場所から別の場所へ、発射できない状態で、また、すぐに手に取れない状態で運搬する。ただし、武器を必要に応じた目的のために、あるいは、それに関連している理由のために運搬する場合に限る。
 - 3. 定められた行程において、認可を受けているスポーツ競技に参加するために、発射する状態にない長身銃を、規則に従って、所持する。
 - 4. 山岳登山において、船舶の船上の責任者としてあるいは、緊急・救助訓練におけるシグナ

ル用に銃器を所持

5. 視覚的あるいは音による信号を発しなければならない場合に、スポーツ大会における開始あるいは終了の合図を送るための威嚇射撃用あるいは信号用銃器として所持
- (4) 射撃場(第 27 条)で射撃をする者は、銃器で撃つための許可を必要としない。射撃場以外での射撃は、以下の場合においてのみ射撃許可がなくても認められる。
 1. 家宅の所有者が、あるいは、所有者の同意を得て、安全な所有地において
 - a) 銃弾が所有地よりも外に飛び出すことがない場合に限り、銃弾の移動エネルギーが 7.5 ジュール (J) 以下の銃器、あるいは射撃法第 7 条で許可されている型の銃器での射撃
 - b) カートリッジ式実包だけが使用される銃器での射撃
 2. 規則に従い、第 3 項 3 による、許可されたスポーツ競技会において、射撃場で長身銃を使って撃つ者
 3. カートリッジ式実包だけしか使用できない銃器で、
 - a) 芝居あるいはこれと同様の上演会に出演する。
 - b) 農業において鳥を追い払うため
 4. 緊急及び救助訓練における信号用銃器で、
 5. 視覚的あるいは音による信号が必要な場合に、スポーツ大会で主催者の依頼により、開始あるいは終了の合図を送るために威嚇射撃用銃器あるいは信号用銃器で。
- (5) 管轄当局は、特別な理由があり、また、公共の治安及び秩序の妨げにならない場合に、個別のケースに応じて、例外許可を出すことができる。

第 3 節

特定の集団のための特別な許可

第 13 条 ハンターによる銃器の取得及び所有ならびに、狩猟目的のための所持と射撃

- (1) 連邦狩猟法第 15 条 1 項 1 段に準じた有効な狩猟証の所有者である者が、銃器及びこれに合わせた実包類の取得及び所有の必要性は、以下の場合に正当と認められる。
 1. 銃器及び実包を狩猟のために、あるいは、狩猟の射撃競争を含む、狩猟のための射撃訓練のために、必要であることが真実であると認められた場合
 2. 購入しようとしている銃器及び実包類が、購入する時点で有効な連邦狩猟法の中で禁じられていない (狩猟用銃器及び実包)。
- (2) ハンターには第 6 条 3 項 1 段は適用されない。連邦狩猟法 1 項 1 段と関連して第 15 条 2 項による年間狩猟証を所有するハンターの場合には、1 項 2 の前提条件の提示があれば、長身銃及び 2 丁の短銃の取得及び所有のために、1 項 1 及び第 4 条 1 項 4 の前提条件のための検査は行われぬ。

- (3) 連邦狩猟法 1 項 1 段に関連して第 15 条 2 項に記されている有効な年間狩猟証を所有している者は、長身銃を購入する際に 1 項 2 段に従い許可を必要としない。武器所有カードの発行あるいは、すでに発行されている武器所有カードへの記入の申請は、購入した者が二週間以内に行われなければならない。
- (4) 1 項 2 でいう長身銃を、第 12 条 1 項 1 に準じて取得し、一時的に所有するためには、連邦狩猟法第 15 条 1 項 1 段による狩猟証が武器所有カードと同等とみなされる。
- (5) 最新版の連邦狩猟法で禁じられていない限り、ハンターは、第 1 項 2 による長身銃のための実包の購入及び所有に当たって、許可は必要ない。
- (6) ハンターは、猟区における、ならし射撃、猟区の中で猟犬を訓練するために、猟獣の保護、山林保護のための射撃を含め、狩猟の対象として認められている動物を撃つために、許可書がなくても、狩猟用銃を所持し、これを使って撃つことができる。この仕事に関連して、射撃の準備のできていない猟銃を許可なしに所持することが認められている。自然保護法上で特例として、あるいは、法で狩猟証所有者によって射殺することを前提としている場合、こういった動物を撃ち落す行為も、ハンターが撃ち落す対象とみなされる。
- (7) 連邦狩猟法第 16 条による青年狩猟証の所有者には、銃器及びこれに使用する実包の取得及び所有の許可は付与されない。銃器及びそのための実包は、狩猟を行う間、あるいは狩猟射撃競技を含む狩猟用射撃の訓練の間だけ、許可なしに取得、所有し、銃器を所持し、それで撃つことができる。この行為に関連して、射撃の準備のできていない猟銃を許可なしに所持することは認められている。
- (8) ハンターの見習い養成を受けている者は、満 14 歳であり、保護者及び養成主任が資格証明書にそれぞれが署名したことで同意した場合に、射撃の準備のできていない猟銃を訓練において、養成者の監督のもと、許可なしに取得し、所有し、所持できる。その者は見習い養成の際に、資格証明書を携帯していなければならない。

第 14 条 スポーツ射撃における銃器及び実包類の取得及び所有

- (1) スポーツ射撃の目的のための銃器及び実包の取得及び所有のための許可は、第 4 条 1 項 1 段から逸脱して、申請者が満 21 歳を過ぎている場合に限り付与される。1 段は、弾丸の銃口エネルギーが最大で 200 ジュール(J) の場合、縁発火(?) 付実包用 5.6mm 口径(. 22. l. r.) までの銃器そして、口径が 12 あるいはそれ未満の滑腔の銃身の単装銃 - 長身銃の取得及び所有には、こういった銃器を使ったスポーツ射撃が、射撃スポーツ連盟の公認のスポーツ規則で許可されている場合、適用されない。

- (2) 射撃スポーツクラブの会員が、銃器及びそのための実包の取得及び所有の必要性が認められるのは、第 15 条 1 項に準ずる、公認の射撃スポーツ連盟に属している場合である。射撃スポーツ連盟あるいは、これに付属する連盟の証明書では、以下のことが事実であることを示さなければならない
1. 会員が最低 12 か月間、クラブにおいて射撃者として定期的に射撃スポーツを行っている。
 2. 射撃スポーツ連盟のスポーツ規則によるスポーツ種目で、取得しようとしている銃器が許可され、かつ必要である。通常は、6 か月以内に 2 丁以上銃器を取得してはならない。
- (3) 第 2 項によるスポーツ射撃者が、3 丁以上のセミオートマチック長身銃及び 2 丁以上のカートリッジ式実包用連発式短銃及び、このために必要な実包の取得及び所有の必要性は、第 2 項を顧慮しながら、申請者の射撃スポーツ連盟の証明書の提示によって事実とみなされる。この際、その他の銃は、
1. 本人が他のスポーツ種目を行うために必要である、あるいは
 2. 競技スポーツを行うために必要である。
- (4) 第 15 条 1 項に準じた射撃連盟において、登録会員として射撃スポーツを行っているスポーツ射撃者は、第 10 条 1 項 3 段から逸脱して、2 項 2 段 1 及び 3 段を考慮しながら、滑腔及び溝を彫った銃身の単装銃、溝を彫った連発長銃及び、カートリッジ式実包用単発短銃及び信管点火式連発式短銃と長銃（パークッション銃器）を取得する権利に関する、無期限の許可書が付与される。取得者は、この無期限の許可に基づき、取得した銃器の武器所有カードへの登録申請を、2 週間以内に行わなければならない。

第 15 条

射撃スポーツ連盟、射撃スポーツクラブ

- (1) 本法では、超地域の射撃スポーツクラブの連合体を連盟として認定しているが、連盟は
1. 連盟に属する射撃スポーツ者が居住する、少なくともどの州においても、射撃スポーツクラブから編成されている。
 2. スポーツクラブには、合わせて最低でも、銃器を使って射撃するスポーツ射撃者が最低 1 万人加盟している。
 3. 射撃スポーツに、一般スポーツそして競技スポーツとして取り組んでいる。
 4. a) 射撃スポーツクラブにおいて専門的なトレーニングを行い、
b) 子供あるいは青少年のために、年齢に適した射撃スポーツを実施することで、クラブが後継者の育成を目指している。
 5. 定期的に超地域的な競技会を計画準備し、あるいはこれに参加する。
 6. クラブにおけるスポーツ運営を、公認されている射撃スポーツ規則に基づいて行っている。
 7. その連盟に属している射撃スポーツクラブに対して、確立されているやり方で、定期的に

以下の検査の実施を義務付けている、

- a) 加盟クラブが、本法あるいは本法に基づいて義務付けられている責任を果たしている。
- b) 初めて射撃スポーツ者として銃器所有カードが付与されたそれぞれの会員について、最初の三年間にどの程度の頻度で射撃スポーツ活動を行っていたかを立証し、
- c) 射撃スポーツ規則に則る種目を、クラブが所有する射撃場において行い、あるいは、この種の射撃場を定期的に利用できることが証明できる。

- (2) 1項1,2あるいは4bの前提条件からは、以下の場合に逸脱できる。すなわち、連盟が特別な性格を持つため、ただし、公共の利益とは矛盾せず、更に、連盟が、射撃スポーツを秩序どおりに実施するために、1項に記されている、その他の要求事項を満たしていることを保証する場合。1項2による要件からの逸脱は、1段を考慮しながら、以下の連盟の場合にのみ認められている。すなわち、加盟しているクラブには、銃器で射撃するスポーツ射撃者が合わせて最低2,000人いる場合。
- (3) 1項による認可は、第48条1項により、射撃スポーツ連盟が所在する州の管轄当局の了解を得て、連邦行政局が第48条1項に則り、連邦行政局が行う。射撃スポーツ連盟の活動が一つの州にとどまらない場合には、第48条1項によるその他の州の管轄当局の了解をも得る。
- (4) 管轄当局は、認可の前提となっている証拠を、いつでも請求できる権利を持っている。1項による認可を付与するための前提条件が揃っていない場合には、認可を撤回することができる。その後も前提条件が提示されない場合には、認可を撤回しなければならない。認可付与のための前提条件が後に揃わなくなった場合には、認可を取り消す。認可、取り消し、撤回は、連邦官報で公表する。認可の取り消しが確定した時点で、第14条2項と3項による該当する連盟の証明書は、(武器購入の際などにおける)信頼性を確認する証明書としては無効となる。認定取り消しの理由によって、証明書の内容の正当性に対する疑問が生じる場合には、当局が聴取を開始した時点で、証明書の認定を中止することができる。認定を行う当局は、3項に従い、認定をした際に係わった機関に、聴取を開始したこと、及び認定取り消しのためのプロセスが終了したことを報告する
- (5) 射撃スポーツクラブは、管轄官庁に、武器所有カードを持ち、クラブから脱退したスポーツ射撃者のことを速やかに報告する義務を負う。
- (6) 削除
- (7) 削除

第15a条 スポーツ規定

- (1) スポーツ射撃とは、公認のスポーツ規定の確固たるルールに従い、射撃を行った場合のこ

とである。戦闘のような射撃の射撃練習、特に、人間の形をしたあるいは人間を象徴するような的や円形の板の使用は、射撃スポーツでは許可されていない。

- (2) 連邦行政局は、連盟及びクラブのスポーツ規定の中で、本法並びに本法をもとに公布される法規定を遂行するのに重大な部分を許可するかを決定する。スポーツ規定に関する許可は、特に公共の利益のためにならなくてはならない。スポーツ規定を変更する場合には、審査のために、連邦行政局に提示しなければならない。連邦行政局が 3 か月以内に内容の変更を要求しない場合、あるいは、当事者に、他の重大な理由によって審査を終えることができないという旨を伝えてきた場合には、変更内容は受理されたことになる。3 段による期間は、連邦行政局に審査に必要な書類が全て届いた時点から始まる。
- (3) 第 15 条 1 項による連盟として同時に認定されなくとも、第 15 条 1 項 4 段 a 及び第 15 条 1 項 7 段 a から c に示された条件が満たされていれば、スポーツ規定の許可がおりる
- (4) 連邦内務省は、連邦参議院の同意を得て、公共の安全性、あるいは秩序に対する危険を回避するために、射撃スポーツの利益を考慮しながら、法規定によって、スポーツ射撃のためのスポーツ規定の要求事項と内容に関する規定を公布する権利を有する。また、特に、射撃スポーツにおいて、その構造、操作方法あるいは、作動方式のために、特定の銃器について、全面的にあるいは部分的に、認定を取り消す決定を行う権限を持つ。

第 15b 条 射撃スポーツ専門諮問委員会

連邦内務省は、連邦参議院の同意を得て、法規定により、連邦及び州の関係官庁の代表及びスポーツ関係の代表者をも招集して、委員会を設立する権限が与えられている。委員会は、射撃スポーツ連盟の認可について、また、銃器に関する技術的な問題を考慮しながら、第 15a 条 2 項及び 3 項による射撃スポーツ規定の許可について、連邦行政局に助言する。

第 16 条 習俗による射撃のための銃器及び実包の取得及び所有、習俗保存のための銃器の所持及び射撃

- (1) 習俗保存のために銃器を所持する団体（習俗保存会）の会員にとって、単装銃の長身銃及び 3 連発までの長身銃並びに、これに使用する実包の取得及び所有が必要であるかは、習俗保存団体の証明書によって、銃器が習俗を保存するのに必要であると見なされた場合に、認められる。
- (2) 特別な理由で、催しにおいて銃器を所持するのが慣わしとなっている場合には、習俗保存団体の責任者に対して、第 42 条 2 項の前提条件のもと、5 年間の期限付きで、1 項 1 段に記載された銃器及び、第 1 条 2 項 2 による、習俗を保存するために必要なそのほかの銃器を

取り扱う例外許可がおろされる。ただし、銃器を慎重に扱うことが保証されている場合に限る。

- (3) 1項1段に記された銃器にカートリッジ式実包を使って、射撃場以外の場所で、第2項によるイベントで撃つための許可は、習俗保存団体の責任者に対して、5年間の期限付で付与できる。ただし、以下の場合には与えてはならない。
 1. その人物が第4条1項1から4までの前提条件にあてはまらない場合
 2. 慎重に扱うという保証がない場合
 3. 個人あるいは一般に危険あるいは甚大な不利益が生じることが懸念され、命令義務によってそれが阻止できない場合、あるいは
 4. 第4条1項5による賠償責任保険に加入していることが証明されていない場合。1段の許可は、2項の例外許可と結びつけることができる。
- (4) 第2項及び第3項のケースにおいて、あるいは、第42条2項による例外許可が提示されている場合には、習俗による射撃者は、許可がなくとも、銃器を所持し、撃つことができる。習俗を保存するために必要な銃器は、2項あるいは特別な場合に銃器の所持を許可している第42条2項により、特別な場合に銃器を所持することが慣習となっているイベントにも、許可なしに所持することができる。

第17条 武器あるいは実包コレクターによる銃器あるいは実包の取得及び所有

- (1) 銃器あるいは実包の取得及び所有は、銃器あるいは実包が、文化歴史的に重要であるコレクションにとって必要であるとみなされた場合に、その必要性が認められる（武器コレクター、実包類コレクター）。学術的・技術的コレクションも文化歴史的に重要とみなされる
- (2) 銃器あるいは実包類の取得許可は通常、無期限に付与される。当局が一定の間隔で、手持ちの銃器の一覧表を提出する義務と結びつけて、許可を付与することもできる。
- (3) 銃器あるいは実包の取得及び所有に関する許可は、1項1による被相続人の既存のコレクションを継承する相続人、遺産受取人（遺産相続により取得した者）にも付与される。

第18条 武器あるいは実包類専門家による銃器あるいは実包の取得及び所有

- (1) 銃器あるいは実包の取得及び所有の必要性は、銃器あるいは実包類を研究あるいは技術的目的のため、試すため、鑑定、調査あるいは同様の目的のために必要であることを納得させた者に認められる（武器・実包専門家）。

(2) 銃器あるいは実包類の取得に関する許可は、通常

1. 全ての種類の銃器あるいは実包類について
2. 無期限

に付与される。当局が一定の間隔で、手持ちの銃器の一覧表を提示させるという条件付で許可することもできる。あらゆる種類の銃器のための武器所有カードを持っている者については、第 10 条 1a 項による銃器を取得した場合には、所有する期間が 3 か月未満の時には、適用されない。

第 19 条 危険にさらされている者の銃器及び実包の取得及び所有、銃器の所持

(1) 銃器及びそのための実包類の取得及び所有の必要性は、以下の事実が、真実味があると判断された人物の場合に認められる。

1. 一般の人よりもはるかに、人体への攻撃を受ける可能性があり、あるいは命が危険にさらされている。
2. こういった危険を軽減するために、銃器及び実包の取得が適切かつ必要である。

(2) 1 項の前提条件が、住居、職場あるいは所有する安全な場所以外の所でもそのような状況にあるという事実が真実であると判断された場合に、銃器所持の必要性があると見なされる。

第 20 条 相続により遺産相続人が銃器を取得し所有する。

(1) 相続人は、遺産を受け取ってから一か月以内に、あるいは遺産相続を放棄する期限が経過する前に、遺産に含まれる許可を受けなければならない銃器のための、武器所有カード発行の手続き、あるいはすでに発行されている武器所有カードへの記入を申請しなければならない。遺贈受取人あるいは相続人にとって申請期間は、銃器を取得した時点から始まる。

(2) 遺産相続によって取得した者については、1 項に準じて申請する許可証は、被相続人が権利を有する所有者であった場合、また、申請者が信頼でき、人として適任である場合には、第 4 条 1 項から逸脱して、付与される。

(3) 遺産相続によって取得した許可義務のある銃器及び許可義務のある実包について、第 8 条あるいは第 13 条及びこれに続く条項で必要性を明らかにできる場合には、第 4 条 1 項 1 から 3 及び第 8 条及び第 13 から 18 条までを適用する。必要性があることが明らかにならなかった場合には、銃器は最新の技術を駆使して確実に作動しないようにし、許可を必要とする実包類を適切な期間内に使用できないように、あるいは所有する権利を持つ者に引き渡す。相続による銃器を相続した者が、第 8 条あるいは第 13 条及びその後の条令に従い、すでに許可義務のある銃器を所有する権利を持っていれば、ブロックシステムによって銃器を作動しないようにする必要はない。ブロックシステムを取り付けるために、銃器を運

ぶ場合には、第 12 条 3 項 2 が適用される。

- (4) 連邦内務省は、学識者、関係者、関係する経済界の代表及び武器法が管轄の州の最高官庁の代表者を集め、状況を聞いた後に、第 3 項 2 段によるブロックシステムのための最新の安全技術水準に合わせた規則並びにその許可手続きに関する規則（技術ガイドライン - 相続武器のためのブロックシステム）を作成し、これを連邦官報で公表する。技術ガイドラインに則して新しく開発したブロックシステムの許可及びこれと同形であるかの検査は、連邦物理学・技術局で行う。
- (5) ブロックシステムの取り付け及び解除は、その手ほどきを受けている武器製造許可を持つ者、あるいは第 21 条 1 項による武器取引許可を所持している者あるいはこの権利を有する従業員しか行えない。特別な場合に、一時的に解除することは可能である。取り付け及び解除した時期は書面で記録として残しておかなければならない。第 39 条 1 項 1 段が適用される。
- (6) 銃器にブロックシステムが取り付けられ安全であることは、銃器管轄当局が銃器所有カードに記入する。
- (7) 銃器関連当局は、相続した武器全てに、最新の安全技術によるブロックシステムを取り付けるという義務について、一つないし複数の相続した武器に関して、相応のブロックシステムがまだない場合には、申請があれば、例外を認める。第 17 条による文化歴史的に重要なコレクションの一部である、あるいは今後その一部となる相続武器についても、例外が認められる。

一般武器法 - 命令 (AWaffV)

第 2 節

個人の適正の証明

第 4 条 個人の適正に関する所見

(1)

1. 本人が持ち込んだ証明書あるいは、事実に基づき、以下の疑いがあるとして、管轄官庁が、国の医療施設に勤務する医師もしくは専門医あるいは、心理学専門家の鑑定を命じた場合、

- a) 行為能力がない、あるいは、行為能力が限られている。
- b) アルコールあるいはその他の麻薬類に依存している、精神的疾患あるいは知的障害がある。
- c) 周辺の環境により、武器あるいは実包の扱いへの注意が不足し、また、適切に扱っていない、あるいは、こういった対象を慎重に保管せず、あるいは他人若しくは自分自身を危険にさらす具体的な危険がある。

2. まだ、満 25 才には達しておらず、武器法第 14 条第 1 項 2 段に記された銃器を除いた、許可を要する銃器を購入し、所有したいために、精神的適性に関する鑑定の提出義務がある。

上記に該当する者は、費用は自己負担で、専門の鑑定人に鑑定を依頼しなければならない。

(2) 1 項の場合の鑑定は、以下の専門鑑定家が行われなければならない：

1. 国の医療施設に勤務する医師
2. 精神科医、精神科及び精神療法医、精神科及び神経科医、神経科医、子供と青少年精神療法医あるいは、子供と青少年精神療法及び精神科医
3. 精神療法医法により認可を受けている精神療法医
4. 精神療法医学の専門医
5. 法心理学、交通心理学あるいは臨床心理学専門の心理学者。該当する分野における専門知識は、職能身分的規則によって判断される。

(3) 1 項 1 のケースでは、当局は当人に、個人的適性に関して、疑いあるいは懸念がある事実となる根拠を示した上で、指定された期限内に、自己負担で検査を受け、その診断結果を提出しなければならない旨を伝える。当事者は、当局に、検査を誰に依頼したか教えなければならない。当局は、当事者の同意書の提示があれば、鑑定者からの要求に応じて、検査の実施にあたり、手元にある鑑定に必要な書類を送付する。鑑定者は、鑑定書を作成した後に、書類を当局に返送するかあるいは廃棄する義務がある。

(4) 鑑定者と当事者の間には、過去 5 年間に治療を行った関係があってはならない。鑑定者

は鑑定書の中で、当事者が上記の期間内に、こういった治療関係にあったことはなく、また、現在もそういう関係にないことを保証しなければならない。1段及び2段は、上記期間内に治療したホームドクター若しくは専門医に、鑑定者が相談した場合を除外はしない。

- (5) 鑑定者は当事者について、個人的な印象を持つようにしなければならない。鑑定書には、当事者が武器あるいは実包を扱うのに適していないかどうかの、見解が示されていないなければならない。鑑定書の作成にあたって、どのメソッドを採用したかを書き示さなければならない。1項2段の場合には、通常、「当事者が未成熟であるため、そこに示された銃器の扱いに精神的に不適切であるか」という問に、認可されたテスト方式をもとにした鑑定を行うだけで十分である。テストだけでは、当事者が精神的に不適切であるという可能性を否定することができない場合には、その分野の最新の水準に合った、更なる検査を行わなければならない。
- (6) 1項1段のケースで、当事者が検査を受けることを拒否したり、請求されている鑑定書を、本人の都合で、期限内に管轄当局に提出しなかった場合には、当局は当事者が不適切であるとの結論を出すことができる。当事者には、3項1段に関連して1項1による命令を指し示す。
- (7) 職業上武器を所持する者は、武器法第6条3項に記された証明書の代わりに、専門の鑑定家によって行われた精神的適性検査の鑑定書と、職業用の武器を無制限で取り扱える権利を有することが示された、所轄官庁の証明書を提示することができる。

(4) ア メ リ カ

連邦法

第 18 編—犯罪と刑事訴訟手続

パート I—犯罪

第 44 章—銃器

§ 921. 定義

(a)本章中で使用されるときには—

(3)用語「銃器」は以下を意味する：

- (A)爆発物の作用によって発射体を発射するか、それをするように設計されるか、又はそれをするように容易に転用できる任意の武器(スタート合図用ピストルを含む)；
- (B)そのような武器のフレーム又はレシーバー；
- (C)銃器のマフラー又は銃器サイレンサー；又は
- (D)任意の破壊装置。この用語には、アンティーク用銃器は含まれない。

(4)用語「破壊装置」は以下を意味する—

(A)任意の爆発物、発火物又は毒ガスの—

- (i)爆弾、
- (ii)手榴弾、
- (iii)4 オンスを超える推進用炸薬を有するロケット、
- (iv)1/4 オンスを超える爆薬又は焼夷弾を有するミサイル、
- (v)地雷、又は
- (vi)前項で説明されるいずれかの装置と同様の装置；

(B)(司法長官が、スポーツ用途に特に適していると一般的に認められると判断する散弾銃又は散弾以外の)任意のタイプの武器で、どのような名前でも知られていても、爆発物その他の推進力の作用によって発射体を発射するか、又はそれをするために容易に転用でき、直径 1/2 インチを超える口径の銃身を有するもの；及び

(C)サブパラグラフ(A)又は(B)の中で説明される破壊装置のために設計されたか、又は任意の装置の転用によって使用することを意図され、それによって破壊装置を容易に組み立てることができる部品の組み合わせ。

用語「破壊装置」には、以下は含まれないものとする：武器として使用するために設計又は再設計されなかった装置；本来は武器として設計されたものの、信号、花火、救命索発射、安全装置又は同様の装置として再設計された装置；第 10 編の第 4684(2)条、第 4685 条又は第 4686 条の規定に従って、陸軍長官から売却、貸与又は与えられた余剰兵器；又は司法長官が武器として使用

される見込みがないと判断するアンティークであるか、又は、所有者がスポーツ、レクリエーション又は文化的目的のためにのみ使用することを意図するライフルであるその他の装置。

(5)用語「散弾銃」は、肩から発射することを意図して設計されるか再設計されて、作成されるか作り直され、一回引金を引くことによって、爆発物のエネルギーを用いて、多数の丸い散弾又は単独の発射体のいずれかを滑腔を通じて発射するように設計されるか再設計されて作成されるか作り直される武器を意味する。

(6)用語「銃身の短い散弾銃」は、長さが 18 インチ未満の銃身を 1 つ以上有する散弾銃と、その武器の全長が 26 インチ未満になるように改造された場合に散弾銃から(変造、改造又はその他の方法によって)作成された任意の武器を意味する。

(7)用語「ライフル」は、肩から発射することを意図して設計されるか再設計されて、作成されるか作り直され、一回引金を引くことによって、爆発物のエネルギーを用いて旋条腔を通じて単独の発射体を発射するように設計されるか再設計されて作成されるか作り直される武器を意味する。

(8)用語「銃身の短いライフル」は、長さが 16 インチ未満の銃身を 1 つ以上有するライフルと、その武器の全長が 26 インチ未満になるように改造された場合にライフルから(変造、改造又はその他の方法によって)作成された任意の武器を意味する。

(17)

(A)用語「実包」は、任意の銃器で使用するために設計された実包又は薬莖、雷管、弾丸又は発射火薬を意味する。

(B)用語「徹甲弾」は、以下を意味する—

- (i)けん銃で使用可能な、(ほかの微量物質の存在を除き)全体的にタングステン合金、鋼鉄、鉄、黄銅、青銅、ベリリウム銅又は劣化ウランの単体又は組み合わせによって構成される発射体又は発射体弾芯；又は
- (ii)けん銃で使用されることを意図して設計された 22 口径より大きい完全に被覆された発射体で、その被覆は発射体の総重量の 25%を超える重量を有する。

(C)用語「徹甲弾」には、連邦又は州の環境規制又は狩猟目的のゲーム規制によって要求される散弾銃の実包、ターゲット射撃用に設計された脆い発射体、司法長官が主にスポーツ用途への使用を意図したものであると判断する発射体、あるいは司法長官が石油井とガス井掘削する装置内で使用される炸薬を含む産業目的への使用を意図したものであると判断するその他の発射体又は発射体弾芯は含まれない。

(32)用語「親密なパートナー」は、個人に関して、その個人の配偶者、その個人の元配偶者、その個人の子供の親である人、及びその個人と同居するか若しくは同居していた人を意味する。

(33)

(A)サブパラグラフ(C)の規定²を除き、用語「家庭内暴力の軽犯罪」は、以下の違法行為を意味する—

(i)連邦法、州法又は部族法³に基づく軽罪である；及び

(ii)一つの要素として、被害者の現在又は元の配偶者、親又は保護者によって、被害者が共通の子供を共有する個人によって、被害者と、配偶者、親又は保護者として同居するか又は同居していた個人によって、あるいは被害者の配偶者、親又は保護者と同様の立場にある個人によって犯される物理的な力の使用又は使用の企て、あるいは致命的な武器の使用の脅威を有する。

(B)

(i)以下の場合を除き、個人は、本章の目的上、そのような違法行為で有罪であったとは見なされないものとする—

(I)その個人が、その事件に置いて弁護士によって弁護されたか、又はその事件における弁護士の権利を知っていながら意識的に放棄した場合；及び

(II)本パラグラフで記述される違法行為で訴追される場合、その事件が審理される法域において、以下のいずれかによって、その個人が陪審裁判を受ける権利を有する場合、

(aa)その事件が陪審によって審理された、あるいは

(bb)その個人が、その事件の陪審による審理、有罪答弁による審理、又はその他の方法による審理を受ける権利を知っていながら意識的に放棄した。

(ii)有罪判決が取り消されるか破棄されていた場合、あるいは有罪判決が、その個人が恩赦を受けたか(適用可能な法域の法律が、そのような違法行為に基づく市民権の喪失を定めている場合には)市民権を回復された違法行為である場合には、本章の目的上、個人は、そのような違法行為で有罪判決を受けたものとは見なされない。ただし、その恩赦、判決取消又は市民権の回復が、その個人が銃器を出荷、輸送、所持又は受領できないことを明確に定める場合はその限りではない。

(34)用語「安全な銃の保管又は安全装置」は、以下を意味する—

(A)銃器の上に取り付けられるときに最初にその装置を無効しない限り、銃器が操作できないようにするように設計された装置；

(B)銃器の設計に組み込まれている装置で、その装置にアクセスしない限り何人によっても銃器を操作できないように設計された装置；又は

(C)金庫、銃保管庫、ガンケース、ロックボックスその他の銃器を保管するか又は銃器の保管に使用できるように設計された装置であって、鍵、コンビネーションその他同様の手段によ

(2)譲渡者が、その銃器の出荷又は引き渡しの前に、書留又は証明郵便(受取書返送依頼済)によって宣誓供述書の写しをその銃器の説明書とともに、司法長官によって定められた書式によって、譲受人の居住地の主任法執行官に転送して、その宣誓供述書の配達を証明する受取書の返送を受領するか、又は合衆国郵政省の規則に従って、その書状を受け取ることを名宛人が拒絶したために宣誓供述書を返送された場合；及び

(3)譲渡者が、宣誓供述書の受領通知又は配達拒絶の受領後少なくとも7日間、出荷若しくは引き渡しを遅らせた場合。

宣誓供述書の写しと地方の法執行官への通知の写しは、その通知の受領又は拒絶の証拠とともに、第923(g)条に基づいて保管することが要求される記録の一部として免許保持者によって保持されるものとする。

(d)いかなる者も、その個人が以下に該当することを知っているか、又はそうであると信じるだけの合理的な理由を持つ個人に対して、銃器又は実包を販売するかその他の方法によって処分することは違法であるものとする—

(1)刑期1年を超える禁固刑に処される犯罪で起訴されているか、任意の裁判所で有罪判決を下されている；

(2)逃亡犯である；

(3)(規制物質法の第102条(21 U.S.C. 802)で定義される)規制物質の違法使用者又は中毒者である；

(4)精神障害者と宣告されたか、又は精神病院に入院している；

(5)外国人であって—

(A)合衆国に違法又は不法に入国している者；又は

(B)サブセクション(y)(2)に定められたものを除き、(移民国籍法の第101(a)(26)条(8 U.S.C. 1101(a)(26))で定義される用語としての)非移民ビザに基づいて合衆国への入国を認められた者；

(6)不名誉な条件に基づいて軍隊を除隊した者²⁴；

(7)合衆国の市民でありながら、自らの市民権を放棄した者；

(8)その個人の親密なパートナー又はその親密なパートナー若しくは個人の子供に対するハラスメント、ストーカー行為又は脅迫あるいは、そのパートナー若しくは子供に対する身体傷害の合理的な恐怖を親密なパートナーに与えるようなその他の行為への関与を止めさせる裁判所の命令を受けている者、ただし、このパラグラフは、以下の裁判所の命令だけに適用されるものとする—

(A)その個人が実際の通知を受領して、その個人が参加する機会があった審理の後で発行された；及び

(B)

(i)その個人が、その親密なパートナー又は子供の物理的安全に対する信憑性のある脅威になっている旨の事実認定を含む；又は

(ii)身体傷害を引き起こすことが合理的に予想される、その親密なパートナーもしくは子供に対する物理的な力の使用、使用の企て、又は使用の脅威をその条件によって明示的に禁止する；又は

(9)任意の裁判所で家庭内暴力の軽犯罪の有罪判決を受けている。

このサブセクションは、免許を持つ輸入者、免許を持つ製造業者、免許を持つディーラー又は免許を持つ収集家であって、本章の第 925 条のサブセクション(b)に従って、銃器又は実包の取引を禁止されていない個人、又は本章の第 925 条のサブセクション(c)に従って、無能力からの救済を与えられた個人への銃器又は実包の販売若しくは処分に関しては適用されないものとする。

(n)刑期 1 年を超える禁固刑によって処罰される犯罪で起訴された個人が、任意の銃器又は実包を州際取引又は外国取引によって出荷又は輸送するか、あるいは州際取引又は外国取引によって出荷若しくは輸送された銃器又は実包を受領することは違法であるものとする。

(q)

(2)

(A)任意の個人が、その場所がスクールゾーンであることをその個人が知っているか又はそうであると信じるだけの合理的な理由をもつ場所で、州際取引又は外国取引に干渉したか、又はその他の方法で州際取引又は外国取引に影響する銃器を知りながら所持することは違法であるものとする。

(B)サブパラグラフ(A)は、以下の銃器の所持には適用されない—

(i)学校のグラウンドの一部ではない私有地での所持；

(ii)銃器を所持する個人が、そのスクールゾーンが所在する州又はその州の行政的小区域によってそれを行う免許が与えられていて、州又は行政的小区域の法律が、個人がそのような免許を取得する前に、州又は行政的小区域の法執行当局が、その個人が法律に基づいて免許を受ける資格があることを確認する場合；

(iii)その銃器が以下の状態であること—

(I)実包が装填されていない；及び

(II)施錠された容器の中にあるか、又は自動車にある施錠された銃器ラックの中にある；

(iv)スクールゾーン内の学校によって承認されたプログラムで使用するための個人による所持；

(v)スクールゾーン内の学校と個人又はその個人の雇用主の間で締結された契約に基づく個人による所持；

(vi)本人の正式な職権で活動する法執行官による所持；又は

(vii)狩猟に開放された公有地又は私有地への立入りをする目的で学校の敷地を横切

るときに、その学校敷地への立入りが学校当局によって許可された場合の、個人によって所持される実包が装填されていない銃器。

(3)

(A)サブパラグラフ(B)に定められたものを除き、任意の個人が、知っていながら、あるいは他人の安全に配慮せずは無謀に、その個人がスクールゾーンであることを知っている場所で、州際取引又は外国取引に干渉したか、又はその他の方法で州際取引又は外国取引に影響を与える銃器を発射するか、発射を企てることは違法とする。

(B)サブパラグラフ(A)は、以下の銃器の発射には適用されない—

(i)学校グラウンドの一部ではない私有地での発射；

(ii)スクールゾーン内の学校によって承認されたプログラムの一部として、そのプログラムに参加する個人による発射；

(iii)スクールゾーン内の学校と個人又はその個人の雇用主の間で締結された契約に基づく個人による発射；又は

(iv)本人の正式な職権で活動する法執行官による発射。

(4)本サブセクション中には、州政府又は地方政府が、本サブセクションで規定される銃のないスクールゾーンを設定する制定法を定めることを阻止するか妨げるものと解釈される規定は存在しない。

(t)

(1)司法長官が、ブレイディけん銃暴力防止法の第 103(d)条に基づいて免許保持者に、全国即日犯罪履歴確認システムが設置されたことを通知してから 30 日後の日付から、免許を持つ輸入者、免許を持つ製造業者又は免許を持つディーラーは、以下の場合を除き、本章に基づいて免許を受けていない他人に対して銃器を譲渡してはならない—

(A)その譲渡の完了前に、免許保持者がその法律の第 103 条に基づいて設置された全国即日犯罪履歴確認システムに連絡する；

(B)

(i)そのシステムが特有の識別番号を免許保持者に与える；又は

(ii)免許保持者がシステムに連絡してから 3 営業日(州事務所が開いている日を意味する)が経過して、そのシステムが当該の他人による銃器の受領が本条のサブセクション(g)又は(n)に違反することを免許保持者に通知しなかった；及び

(C)譲渡者が、譲受人の写真を含む譲受人の(本編の第 1028(d)条で定義される)有効な身元確認書類を調べることによって譲受人の身元を確認した。

(5) イ ギ リ ス

銃器等取締り法(Firearms Act 1968)

パート I 武器と実包の所持、取扱及び配布についての規定：犯罪防止と公共の安全を保護する 対策

銃器と実包の所持と取扱に関する一般的制限

1 銃器証明書の要件

- (1) 本法に基づく適用除外に従うことを条件として、個人が以下を行うことは違法行為である—
 - (a) 本条が適用される銃器を、その時点で有効な銃器証明書を保持することなく、又はその証明書によって許可されるもの以外の銃器を所持するか、又は購入するか、あるいは取得すること；
 - (b) 本条が適用される実包を、その時点で有効な銃器証明書を保持することなく、又はその証明書によって許可されるもの以外の実包を、又はそのように許可された数量を超える数量で、所持するか、又は購入するか、あるいは取得すること。
- (2) 個人が、それによって本人が銃器証明書を保持する条件の遵守を怠ることは違法行為である。
- (3) 本条は、以下を除く全ての銃器に適用される—

[F1(a) 本法の意味の範囲内での散弾銃、すなわち(空気銃ではない)滑腔銃であって—

- (i) 銃身の長さが 24 インチ未満で直径 2 インチを超える銃腔を有し；
- (ii) 弾倉を持たないか、あるいは 2 発を超える実包を保持できない分離不能の弾倉を有し；及び
- (iii) リボルバー銃ではないこと；及び]
- (b) エアウェポン(すなわち、エアライフル、空気銃又はエアピストル[F2 第 5(1)条に該当せず、本法の第 53 条に基づいて国務大臣によって作られた規則によって特別に危険であると宣言されたタイプのものではない])。

[F3(3A) 上記サブセクション(3)(a)(ii)の中で言及される弾倉を有するように改造された銃は、その規定の範囲に該当するものとは見なされないが、ただし、その弾倉がその事実を表示するために国務大臣から承認されたマークを付けていて、そのマークが作成されて、その改造が国務大臣に

よって承認された方法で、本法の第 53(1)条で言及される 2 つの会社の内の 1 社によって、あるいはその目的のために国務大臣から承認される別の個人によって実行されたものとして書面で証明された場合はその限りではない。]

(4) 本条は、銃器用の任意の実包に適用されるが、ただし、以下の品目を除く、すなわち：－

(a) 直径が 0.36 インチを超えない弾丸を 5 発以上格納する弾倉；

(b) 空気銃、エアライフル又はエアピストル向けの実包；及び

(c) リム又は弾丸底部の薬莖圧入溝の正面で直接測定した直径が 1 インチを超えない空包。

2 散弾銃を所持するための証明書の要件

- (1) 本法に基づく適用除外に従うことを条件として、個人が、本法に基づいて本人が散弾銃を所持することを許可する証明書を保持せずに、散弾銃を所持、購入又は取得することは違法行為である。
- (2) 個人が、それに従って本人が散弾銃証明書を保持する条件の遵守を怠ることは違法行為である。

21 以前に犯罪で有罪判決を受けた個人による銃器の所持

- (1) [F1 終身禁錮刑又は]3 年間以上の予防拘禁又は禁錮刑あるいは矯正訓練[F1 又は同期間にわたり少年院(youth custody)[F2 又は少年院(young offender institution)での拘禁]]の判決を受けるか、又はその期間スコットランドでの少年院(young offender institution)に拘禁される判決を受けた個人は、いかなるときにも銃器又は実包を所持してはならない。
- (2) F3 3 か月以上 3 年未満の禁錮刑[F4 又は少年院(youth custody)[F5 又は少年院(young offender institution)での拘禁]]の判決を受けるか、又はその期間スコットランドでの少年院(young offender institution)に拘禁される判決を受けた[F6 又は監禁訓練命令[F7 又は拘禁訓練命令]]の対象になった個人は、釈放された日から 5 年間に満了するまでの任意の時点で銃器又は実包を所持してはならない。
- (3) 以下の個人は—
 - (a) M1 1933 年青少年法の第 53 条又は M2 1937 年青少年(スコットランド)法の第 57 条に基づいて発行された許可状の保有者である個人(この条文は、重大犯罪で有罪判決を受けた青少年の拘禁を定めているが、ただし、国務大臣による許可状によって彼らを釈放できるとしている); 又は
 - (b) 銃器の所持、使用又は携行をしないことを条件とする平穩の維持又は品行を正す旨の誓約書の対象になるか、本人が銃器の所持、使用又は携行をしないという要件を含んだ[F13 コミュニティ命令]の対象になる個人; 又は
 - (c) スコットランドにおいては、銃器の所持、使用又は携行をしないという条件で警告処分を命じられた個人は—許可状を保持するか、その対象になるか、又はそのように命じられた期間中は常に銃器又は実包を所持してはならない。

- (4) 個人が本条の上記の規定のいずれかに違反することは違法行為である。
- (5) 個人が、本条によって銃器又は実包の所持を禁止されていることを知っているか又はそうであると信じる合理的な根拠を有する者に対して、銃器又は実包の販売又は譲渡をするか、あるいはその個人のために銃器又は実包の修理、試験若しくは検査証明を行うことは違法行為である。
- (6) 本条のサブセクション(1)、(2)[F16 (2B)][F17 (3)又は(3A)]に基づいて銃器又は実包の所持を禁止されている個人は、[F18 刑事裁判所]に対して、あるいはスコットランドにおいては会議法(Act of Sederunt)に従って州裁判所判事に対して禁止の解除を申請することができる；申請が認められた場合は、そのときは、その禁止は本人には適用されないものとする。
- (7) 本法のスケジュール 3 は、本条に基づく申請を受理する管轄権を有する裁判所と、それに関連する手続に関して効力を有するものとする。

22 未成年者による銃器の取得と所持

- (1) 年齢が 17 歳未満の個人が銃器又は実包を購入又は賃借することは違法行為である。

[F1(1A)18 歳未満の個人が、本法に基づく証明書の保有者として銃器を所持する権利を与えられた場合は、その個人が欧州武器指令によって許可されない目的のために、その銃器を使用することは違法行為である。]

- (2) 14 歳未満の個人が、本法の第 1 条[F2 又は 1988 年(改正)銃器法第 15 条]が適用される銃器又は実包を所持することは違法であるが、ただし、本法の第 11(1)条、(3)又は(4)に基づいて銃器証明書を保有することなしに本人がそれを所持する権利が与えられた場合を除く。
- (3) 15 歳未満の個人が、21 歳以上の個人の監督下、又はその散弾銃が発射できないように確実に固定された銃カバーで被覆されている場合を除き、組み立てられた散弾銃を自分で持つことは違法行為である。
- (4) 下記第 23 条に従って、[F3 17]歳未満の個人がエアウェポン又はエアウェポン用の実包を自分で持つことは違法行為である。

23 [F1 第 22(4)条の例外]

- (1) 個人が 21 歳以上の者の監督下においてエアウェポン又は実包を持つことは本法の第 22(4)条

に基づく違法行為ではないが、ただし、本サブセクションについてそれを持つことを禁止されるような状況で任意の敷地において個人がエアウェポンを持つ場合は、以下のことは違法行為である—

- (a) 個人がその敷地を越えて発射体を発射するためにそれを使用すること；又は
 - (b) 個人を監督する者が個人にその使用を許すこと。
- (2) 以下のときに個人がエアウェポン又は実包を持つことは F2 本法の第 22(4)条に基づく違法行為ではない—
- (a) 本条又は[F3 1988 年(改正)銃器法の第 15 条]の目的のために、国務大臣から承認される期間にわたり、ライフルクラブ又はミニチュアライフルクラブの会員であるとき、その個人が F4 [F5 ターゲット射撃]に関連してそのようなメンバーとして従事しているとき；又は
 - (b) その個人が、使用されている唯一の銃器が 23 口径を超えないエアウェポン又はミニチュアライフルである試射場で、その武器又は実包を使用しているとき。

[F6(3) 14 歳以上の個人が占有者の同意を得て私有地にてエアウェポン又は実包を持つことは本法の第 22(4)条に基づく違法行為ではない。

- (4) ただし、個人がサブセクション(3)のためにそれを持つことが禁止されるような状況下で、敷地でエアウェポンを持つ場合は、個人がその敷地を越えて発射体を発射するためにそれを使用することは違法行為である。]

24 未成年者への銃器の供給

- (1) 17 歳未満の個人が任意の銃器又は実包を販売するか、又は貸し出すことは違法行為である。
 - (2) 以下は違法行為である—
- (a) 本法の第 1 条が適用される銃器又は実包を 14 歳未満の個人に贈与するか、又は貸すこと；又は
 - (b) かかる銃器又は実包の所持をその年齢未満の個人と分け合うこと、ただし、本法の第 11(1)条、(3)又は(4)[F1 又は 1988 年(改正)銃器法の第 15 条]に基づいて、その個人が、銃器証明書を保有することなくそれを所持する権利が与えられた場合を除く。

- (3) 15 歳未満の個人に散弾銃又は散弾銃用の実包を贈与することは違法行為である。
- (4) 以下は違法行為である—
 - (a) [F2 17]歳未満の個人にエアウェポン又はエアウェポン用の実包を贈与すること；又は
 - (b) エアウェポン又はエアウェポン用の実包の所持を[F3 17 歳]未満の個人と分け合うこと、ただし、本法の第 23 条によってその個人がそれを持つことを禁止されていない場合を除く。
- (5) 本条のいずれかの規定に基づく違法行為についての訴訟手続においては、その違法行為に問われる個人が、別の個人がその規定で言及される年齢以上であると信じて、そう信じるだけの合理的な根拠を持っていたことを立証することが抗弁になる。

25 酩酊者又は心神喪失者への銃器の供給

個人が、酩酊しているか又は精神状態が健全ではないことを知っているか、又はそう信じるだけの合理的な理由を持つ別の個人に任意の銃器又は実包を販売するか、あるいはその者のために銃器若しくは実包の修理、検査証明又は試験を行うことは違法行為である。

(6) ス イ ス

武器、武器付属品及び実包に関するオールドナンス（武器に関するオールドナンス、OArm）

第2章 武器・実包の取得

第1節 武器取得許可を必要とする取得

第15条 武器取得許可の授与の申請

（武器、武器付属品及び実包に関する法律「LArm」第8条）

- 1 武器若しくは不可欠の武器部品の取得の許可証を得ようとする者は、このために定める用紙に必要事項を記入しなければならない。武器若しくは不可欠の武器部品は、武器の型式の表示をもって明示する。
- 2 前項の用紙は、次に掲げる書類を付帯して管轄州当局に提出しなければならない。
 - a. 申請提出の前3か月以内に作成されたスイス犯罪記録の抄本
 - b. 有効期間内のパスポート又は身分証明書の写し
 - c. LArm第9a条のいう公式証明書
- 3 管轄州当局は、武器取得の条件を具備しているかどうかを審査する。

第16条 武器取得許可証による複数の武器若しくは不可欠の武器部品の例外的取得（LArm第9b条第2項）

- 1 管轄州当局は、当該の武器などが同時に、かつ同一の譲渡人から取得される場合に限り、1枚のみで最高3個まで武器若しくは不可欠の武器部品を取得する権利を与える許可を交付することができる。
- 2 取得人は、許可証上になす署名をもって、各武器若しくは不可欠の武器部品の取得を証さなければならない。

第2節 取得許可の必要がない取得

第23条 スポーツ用の武器の未成年者への貸し付け（LArm第11a条）

- 1 次に掲げるスポーツ用の武器は、広く認められた射撃協会の会員である未成年者に貸し付けることができる。
 - a. スポーツ射撃及び狩猟について国際射撃連盟(ISSF)が許可している小火器、圧縮空気銃、CO2銃
 - b. 兵役務外の射撃に関する2003年12月5日付オールドナンス第3条第3項により連邦国防・国民保護・スポーツ省が兵役務外の射撃について許可している小火器
 - c. 国内及び国際競技会の枠内で許可されているソフトエアガン
- 2 未成年者は、LArm第8条第2項に定めるいずれの理由にも当てはまらない法定代理人の署名による同意がない限り、貸し付けられた武器を保管することができない。

3 LArm 第 8 条第 2 項のいう理由が前項の法定代理人に当てはまる場合においては、射撃協会が貸し付けた武器を保管しなければならない。

第26条 禁止の実包

(LArm第6条)

1 次の各号に掲げる実包の取得、所持、製造、スイス領土への持ち込みを禁ずる。

- a. ハードコア実包（鋼、タングステン、磁器など）
- b. 炸裂性若しくは焼夷性の装薬を含む弾丸をもつ実包
- c. 長期にわたり人の健康を損ねる物質、特に補遺2のいう刺激物質を放出する、1又は複数の弾丸をもつ実包
- d. 炸裂作用を持つ軍用発射装置用の実包、弾丸、ミサイル
- e. 電気ショックを与える弾丸をもつ実包
- f. 膨張弾をもつけん銃用実包（第27条）

2 中央武器局は、前項の禁則の特に産業目的、狩猟若しくは収集に係る例外を認めることができる。この許可は、時間の定めがあるものとし、併せて税を課することができる。

第9章 中央武器局

第58条 任務(LArm第31c条)

1 中央武器局は特に次の各号に掲げる任にあたる。

- a. 定住許可を所持していない外国国籍保有者による武器取得に関する情報処理ファイル（DEWA）の管理（LArm第32a条及び第32b条）
- b. 他のシェンゲン協定加盟国内で居住している者による小火器若しくは不可欠の武器部品の取得に関する情報処理ファイル（DEWS）の管理（LArm第32a条のb及び第32b条）
- c. 許可の取消及び武器の寄託に関する情報処理ファイル（DEBBWA）の管理（LArm第32a条のc及び第32b条第2項）
- d. 軍の武器の交付及び回収に関する情報処理ファイル（DAWA）の管理（LArm第32a条のd及び第32b条第3項）
- e. 武器・実包の主要特性を含む情報処理ファイル（WANDA et MUNDA）の管理（LArm第32a条のe）
- f. 武器、実包、特に犯罪に使用された実包、及び犯罪に荷担し若しくは係った者が残した痕跡の利用に関する情報処理ファイル（ASWA）の管理（LArm第32a条のf及び第32b条第4項）
- g. 外国の証明書の真正性の検査（LArm第6b条第3項及び第9a条第3項）；
- h. LArm第9a条第2項に定める公式証明書の授与
- i. LArm第4条及び第5条第1項に定める武器、不可欠の武器部品、特別に設計された武器構成要素・付属品、並びに実包、実包部品のスイス領土への持込みの許可の授与及び更新（LArm第25a条及び第25条第3項）

- j. 空港周囲に関する一般的許可の授与（LArm第27a条及び第31c条第2項のf）
- k. 諸外国及び監督州当局への通知（LArm第22b条第5項、第24条第4項及び第32c条）
 - l. 軍当局の監督機関への通知（LArm第32j条第1項）
 - m. 市民及び行政当局への勧告（LArm第31c条第2項）
 - n. 武器の徹底的調査及び検査の実施、並びに実施した徹底的調査の帳簿及び番号の管理
 - o. 本オールドナンス第53条第3項に定める監視の実施
 - p. 特に許可の実行に関する州当局の情報収集による、施行にあたる各州当局間の活動調整
 - q. 武器の営業許可及び携帯許可の審査に向けた、指令の制定及び文書の作成
 - r. 連邦建設・ロジスティクス局及び監督州当局へのコンピュータによる法定書式の利用提供
 - s. 小火器により残された痕跡の利用の調整（LArm第31d条）
- 2 中央武器局は、第1項のe、g、nに定める任務を委任し、及び専門家に協力を求め、専門機関と契約を結ぶことができる。

第10章 データの処理及び保護

第59条 DEWS及びASWAのデータへのアクセス権（LArm第32b条）

唯一中央武器局のみが、DEWSとASWAのデータにアクセスすることができる。

第60条 DEWA、DEWS及びDEBBWAの内容（LArm第32b条）

- 1 DEWAとDEWSには次のデータが含まれる。
 - a. 取得者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、国籍、ファイル番号
 - b. 武器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに譲渡し日
 - c. ファイルへのデータ入力日
- 2 DEBBWAには、第1項に掲げるデータのほかに次の情報が含まれる。
 - a. 許可の取消しに至った状況
 - b. 寄託の理由となった事情
 - c. 武器の寄託に係るその他の決定事項

第61条 DAWAの内容（LArm第32b条第3項）

DAWAには次のデータが含まれる。

- a. 武器交付又は回収の対象者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、国籍、ファイル番号
- b. 武器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに交付日又は回収日
- c. ファイルへのデータ入力日
- d. 武器の回収に至った状況
- e. 武器の寄託に係るその他の決定事項

第62条 ASWAの内容 (LArm第32b条第4項)

ASWAには次のデータが含まれる。

- a. 違反に係る武器の犠牲者、違反者、所有者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、国籍、ファイル番号
- b. 武器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに譲渡し日
- c. 実包の種類
- d. ファイルへのデータ入力日
- e. 武器の回収に至った状況

第63条 DEWA、DEWS、DEBBWA、DAWA及びASWAのデータの開示 (LArm第31c条及び第32c条)

1 DEWA、DEBBWA及びASWAのデータは、次の当局に対し、当該各当局が法律に定められる任務を果たすために必要な場合に開示することができる。

- a. 居住国又は出身国の監督当局
- b. 税関事務所
- c. 警察を含むその他の司法当局、行政当局
- c. 海外の欧州警察機構 (Europol) 及び国際警察機構 (Interpol)

2 DEWSのデータは、住所国の監督当局に開示しなければならない。

3 次に掲げる当局は、法律に定められる任務を果たすためにDEWA、DEBBWA、DAWAのデータを呼出手続きにより閲覧することができる。

- a. 警察当局
- b. 税関事務所

第66条 データの保存期間

(LArm第32c条第4項)

次の各号に該当する者に関するデータはDEWA、DEWS、DEBBWA、DAWA及びASWAから抹消する。

- a. 当局からその死亡報告があった者
- b. 満 90 歳に達した者

第68条 州当局から中央武器局への報告 (LArm第30a条及び第32k条)

1 各州の施行措置は中央武器局に報告しなければならない。

2 州許可の取消若しくは拒否及び武器の寄託、並びにそれらに至った理由は、直ちに中央武器局に報告しなければならない。

3 武器の営業許可の授与及び取消は、即刻中央武器局に報告しなければならない。中央武器局は経済担当閣外大臣に通知する。

4 LArm第32k条に定める報告には公式の書式を使用しなければならない。当該報告は1月ごとに通知するものとする。

第69条 軍当局から中央武器局への報告 (LArm第32j条第2項)

軍当局の監督機関(軍の兵站基地、主任傍聴官事務所、管区指揮官)は、軍籍若しくは国境警備団を離れる際の所有していた武器、不可欠の武器部品若しくは特別に設計された武器部品の返納の対象となった者、又は個人の若しくは貸し付けを受けた武器の回収の対象となった者に関する次のデータを、中央武器局に通知する。

- a. 当該の者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所、ファイル番号
- b. 武器の型式、製造者、名称、口径及び番号、並びに譲渡し日
- c. ファイルへのデータ入力日

第70条 中央武器局からの報告 (LArm第32j条第1項)

中央武器局は、DEBBWAファイルに記載されている者のうち兵役義務を負い又は負う可能性のある者に関する次のデータを、軍当局の監督機関(軍の兵站基地、主任傍聴官事務所、管区指揮官)に通知する。

- a. 当該の者の氏名、出生時の姓、生年月日、住所
- b. 許可の拒否、取消し又は武器の寄託に至った状況

第71条 特別許可

(LArm第28b条)

1 州の特別許可(LArm第5条第4項、第19条第2項及び第20条第2項)は、特別のケースに限り、理由を付した書面により、特定の者に対し、及び一般に特定の種類の1の武器若しくは不可欠の武器部品、LArm第5条第1項のaに定める特別に設計された武器構成要素、武器付属品に限り、付与されることができる。この特別許可は、時間の定めがあるものとし、併せて税を課することができる。

2 州は、特に次に掲げるものについて特別許可を授与する。

- a. スポーツスクール及びスポーツ協会のメンバーが使用するスポーツ用の武器
- b. 障害者及び特定の範疇の専門労働者が使用する禁止小刀

3 武器の営業権の所持者は、次のいずれかを証明することができる場合には、特定の種類の1以上の武器若しくは不可欠の武器部品、LArm第5条第1項のaに定める特別に設計された武器構成要素、武器付属品のスイス国内における仲買の許可を付与されることができる。

- a. この許可が、LArm第2条第1号に定める当局又は警備会社への供給を保証するために必要であること。
- b. 発注者が武器、不可欠の武器部品又は関連武器付属品の特別許可を所持していること。

